

八代市こども計画

素案

この素案は、10月10日時点の案です。
内容については、庁内の関係部署等との協議も進めています。
委員のみなさまにご意見等をいただき、修正等を行ってまいります。

令和 7 年 3 月
八 代 市

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景	2
2 計画策定の趣旨	2
3 計画の位置づけ	3
4 計画の期間	4
5 計画の策定体制と取組み.....	5
第2章 八代市の現状と課題について.....	6
1 統計データでみえる八代市の現状	7
2 アンケート調査からみえる八代市の現状	17
3 八代市のこども・若者と子育て家庭を取り巻く課題.....	32
第3章 計画の基本的な考え方	34
1 基本理念	35
2 計画に関する基本的な方針	35
3 こども・若者施策の基本テーマ	37
4 施策の体系	39
第4章 施策の展開.....	41
基本テーマ1 妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援の提供	42
基本テーマ2 地域に根ざした多様な育児支援とこども中心のまちづくり	46
基本テーマ3 「生きる力」を身につけた未来を担うひとづくり	49
基本テーマ4 こどもの安全確保と生活環境の整備	52
基本テーマ5 子育て家庭の生活基盤の安定とワーク・ライフ・バランスの支援	54
基本テーマ6 多様なニーズに応じた支援ときめ細やかな取組みの推進.....	56
基本テーマ7 若者が幸福な生活を送るための支援.....	60
第5章 教育・保育及び 地域子ども・子育て支援事業の 量の見込みと確保	61
1 提供区域の設定	62
2 こどもの人口の見込み	62
3 教育・保育の量の見込みと確保方策	63
4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策.....	66
第6章 計画の推進	82
1 施策の実施状況の点検	83
2 国・県等との連携	83
参考資料	84
1 八代市子ども・子育て会議設置条例	85
2 八代市子ども・子育て会議委員名簿	87

第 1 章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

日本は急速な少子高齢化が進行しており、労働力人口の減少や社会保障制度への負担増加、地域社会の活力低下といった、重大な影響を社会全体に与え続けています。また、核家族化や地域コミュニティの希薄化により、家族間のサポートが減少し、児童虐待やこどもの貧困の連鎖といった課題がさらに深刻化しています。これに加えて、若年層の自殺率の増加も、社会全体で取り組むべき重要な課題となっています。

こうした社会的背景を踏まえ、政府は令和 5 年 4 月に「こども家庭庁」を設立しました。この新しい機関は、これまで分散されていたこどもや家庭に関連する政策を一元化し、より効果的な支援を提供するために設立されました。こども家庭庁の中心的な役割として、こどもの権利を守り、すべてのこどもが健全に成長できる社会を構築するための「こども大綱」が策定されました。

「こども大綱」は、こどもたちが安心して成長できる社会を実現するための基本方針として位置付けられており、各自治体においてもこの大綱に基づいた具体的な施策の展開が求められています。大綱では、こどもの貧困解消、虐待防止、教育環境の整備に加え、デジタル時代に対応した学びの場の提供や、こどもたちが安心して過ごせるコミュニティづくりが強調されています。また、経済的に困難な状況にある家庭への支援が拡充され、児童手当の拡大や、保育サービスの質向上、そして保育士の待遇改善など、子育て環境全般にわたる支援策が盛り込まれています。

特に令和 6 年度からは、保育の質の向上が重要視されており、保育士の配置基準が見直されるほか、共働き家庭の増加に対応するため、放課後の居場所確保や多様な体験活動を提供する「新・放課後子ども総合プラン」が進められています。

令和 7 年度からの計画においても、これらの政策がさらに具体化され、こどもを中心に据えた社会の実現に向けた取り組みが推進していくこととしています。

2 計画策定の趣旨

八代市は、第 2 次八代市総合計画において、「しあわせあふれるひと・もの交流拠点都市“やつしろ”」を将来像とし、まちづくりを進めていく中で、基本目標の一つである「誰もがいきいきと暮らせるまち」の実現を目指しています。その中で、安心してこどもを生み育てられる環境を整えるため、子育てに対する孤立感や負担感の解消を図り、相談や支援体制の充実に努めています。

平成 27 年には『八代市子ども・子育て支援事業計画』(第 1 期計画)を、令和 2 年には引き

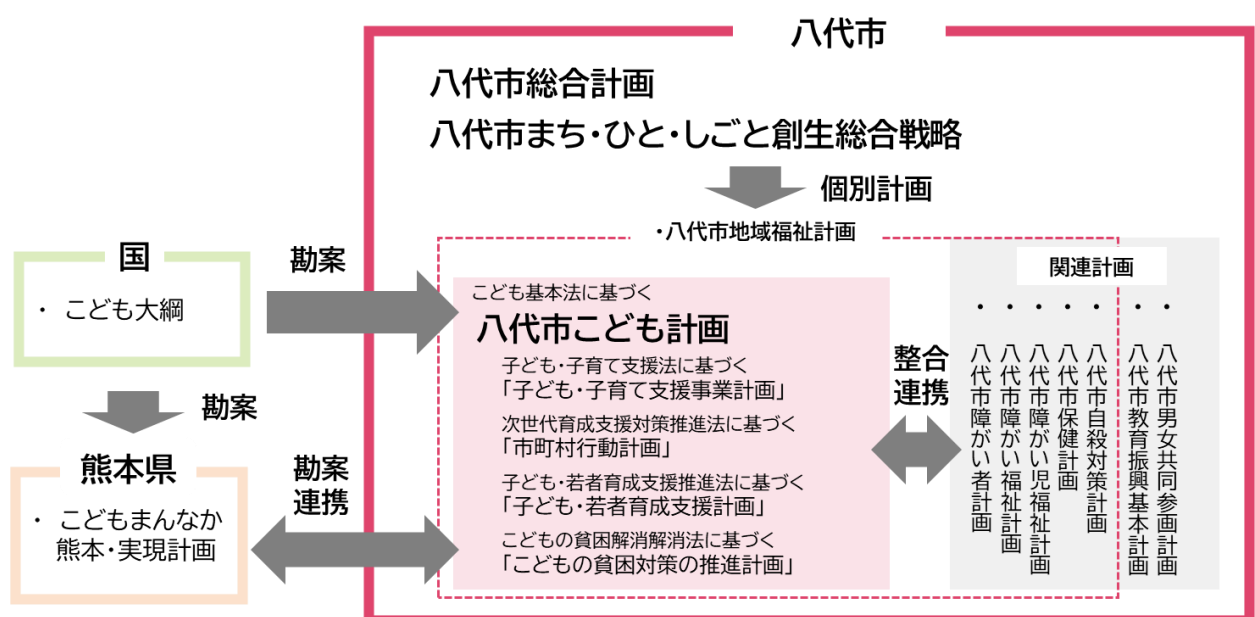
続き施策を計画的に推進するために『第2期八代市子ども・子育て支援事業計画』を策定しています。この計画では、社会状況の変化に対応しながら、切れ目のない支援を提供することで、子育て環境のさらなる充実を目指していました。

この度、第2期計画が令和6年度で最終年度を迎えることから、引き続き計画的に施策を推進するため『八代市こども計画』を策定し、各計画と連携しながら、社会状況の変化に対応した子ども・子育て支援施策を推進し、切れ目のない支援による子育て環境の充実を目指していきます。

3 計画の位置づけ

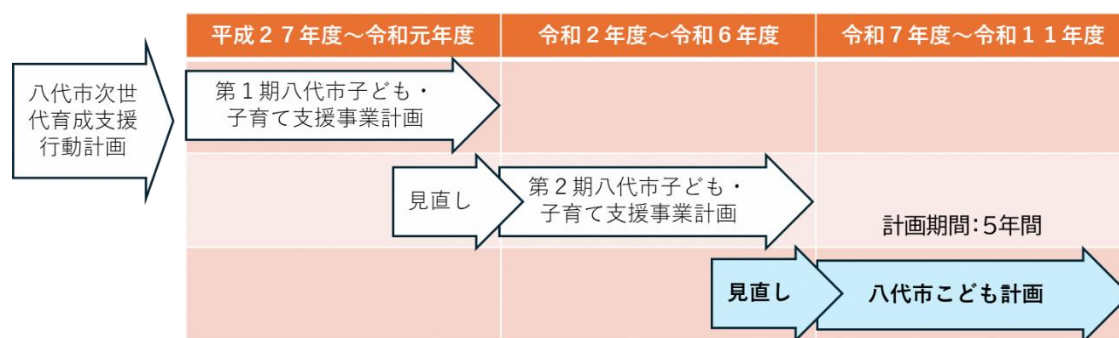
本計画は、こども基本法第10条に基づく「市町村こども計画」であるとともに、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第9条2に基づく「子どもの貧困対策の推進計画」、子ども・若者育成支援推進法第9条2に基づく「子ども・若者育成支援計画」、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」として位置付けます。

さらに、市の総合的指針である「八代市総合計画」や「八代市総合戦略」を上位計画として、こども・若者の成長と子育ての安心を支える環境を整備するための部門別計画となるものです。新計画である「八代市こども計画」では、国の「こども基本法」や「こども大綱」、県の「こどもまんなか熊本・実行計画」を勘案し、これまでの市の計画に新たに子ども・若者育成支援の内容を含め、こども・若者施策を総合的に推進します。



4 計画の期間

国の「こども大綱」は5年を目途に見直されること、また「子ども・子育て支援法」及び「次世代育成支援対策推進法」では、市町村は5年間を1期とした事業計画を定めるものとしていることから、本計画は、計画期間を5年とし、令和7年度から令和11年度までを計画期間とします。



5 計画の策定体制と取組み

(1) 市民アンケート調査の実施

本計画を策定するための基礎資料を得るため、各種アンケート調査を実施し、子育て支援に関するサービスの利用状況や今後の利用希望、こどもの生活実態、こども・若者が置かれている状況や今後の展望の把握を行いました。

調査種別	調査対象者
子育てに関するアンケート調査	就学前児童保護者
	小学生児童保護者
子どもの生活実態調査	小学 5 年生
	上記対象者の保護者
	中学 2 年生
	上記対象者の保護者
こども・若者意識調査	市内の 15～39 歳の住民

注)調査の概要は、第 2 章 八代市の現状と課題について 2 アンケート調査からみえる八代市の現状 に記載

(2) 八代市子ども・子育て会議による審議

計画の策定にあたり、子育て当事者等の意見を反映するとともに、こどもたちをとりまく環境や子育て家庭の実情を踏まえた計画とするため、市民、事業主、学識経験者及び子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「八代市子ども・子育て会議」を設置し、計画の内容について協議しました。

(3) 庁内検討部会による協議

計画の策定にあたり、市のこども施策に関する関係部署により、部会を設置し、計画の内容等について協議しました。

(4) パブリックコメントの実施

令和 6 年12月 日から令和 7 年1月 日の期間、パブリックコメントを実施し、意見を公募しました。

第 2 章 八代市の現状と課題について

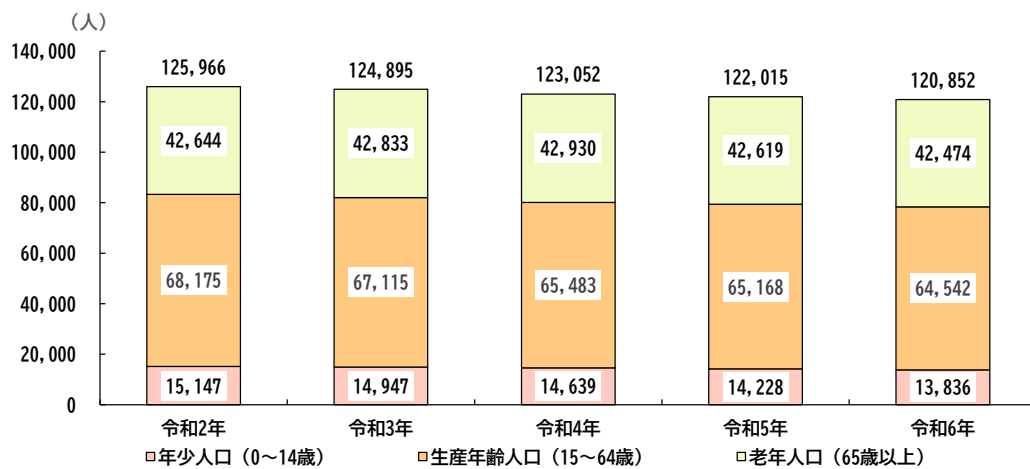
1 統計データでみえる八代市の現状

(1)人口の状況

① 年齢3区分別人口の推移

本市の人口推移をみると、総人口は年々減少し、令和 6 年度で 120,852 人となっています。また、年齢3区分別に推移をみると、年少人口(0～14 歳)と生産年齢人口(15～64 歳)は減少傾向にある一方で、老年人口(65 歳以上)は比較的安定しており、ほぼ横ばいの状態です。全体的な人口減少が進む中で、特に若年層と生産年齢層の減少が顕著となっています。

▼年齢3区分別人口の推移



資料)住民基本台帳(各年 4 月 1 日現在)

▼こども(0～11 歳)の人口の推移

単位:人

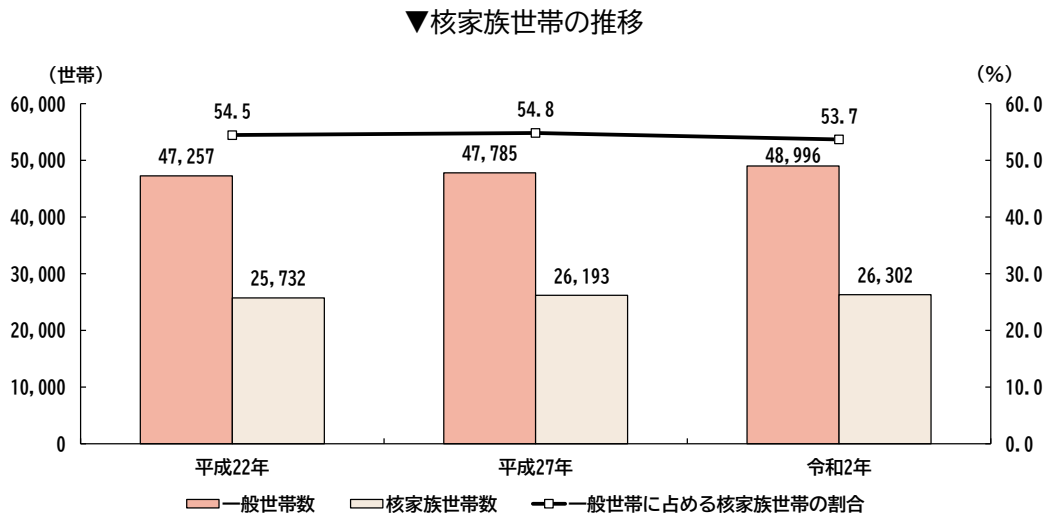
年齢	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
0 歳	778	810	715	665	648
1 歳	864	901	829	738	706
2 歳	943	868	795	837	750
3 歳	964	944	868	802	849
4 歳	1,023	976	944	867	796
5 歳	1,002	1,026	973	945	845
6 歳	1,069	995	1,029	978	944
7 歳	1,012	1,064	999	1,030	977
8 歳	1,079	1,015	1,067	1,005	1,027
9 歳	1,061	1,072	1,012	1,057	999
10 歳	1,062	1,069	1,075	1,018	1,052
11 歳	1,073	1,066	1,075	1,081	1,017
0-5 歳計	5,574	5,425	5,124	4,854	4,624
6-11 歳計	6,356	6,281	6,257	6,169	6,016
合計	11,930	11,706	11,381	11,023	10,640

資料)住民基本台帳(各年 4 月 1 日現在)

(2)世帯の状況

① 一般世帯・核家族世帯の状況

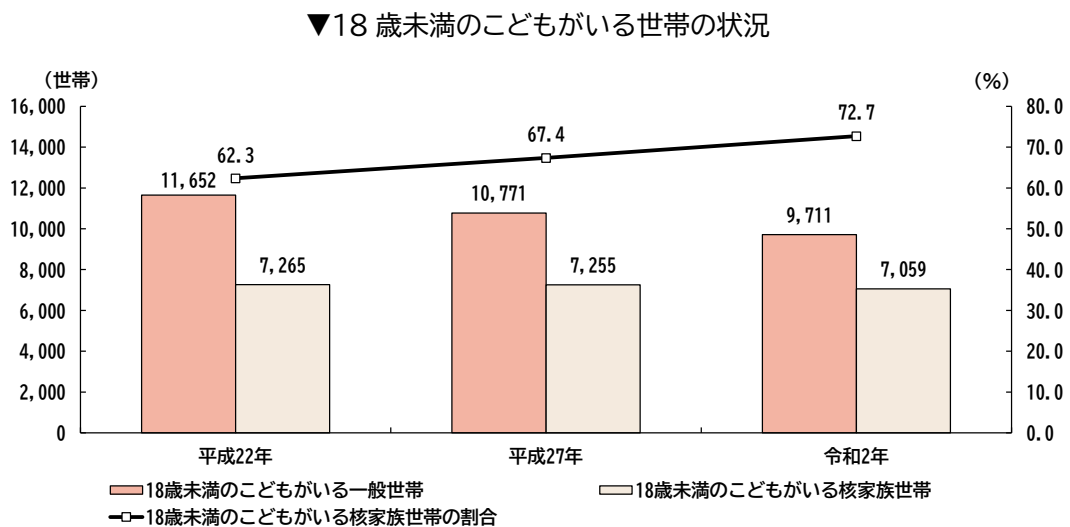
本市の核家族世帯数は年々増加しており、令和2年には26,302世帯となっています。一般世帯数も年々増加していますが、一般世帯に占める核家族世帯の割合は平成22年から令和2年にかけておおむね横ばいで推移しています。



資料)国勢調査

② 18歳未満のこどもがいる世帯の状況

本市の18歳未満のこどもがいる一般世帯数は年々減少しており、令和2年で9,711世帯となっています。また、18歳未満のこどもがいる核家族世帯も年々減少していますが、その割合は増加しており、令和2年で72.7%となっています。

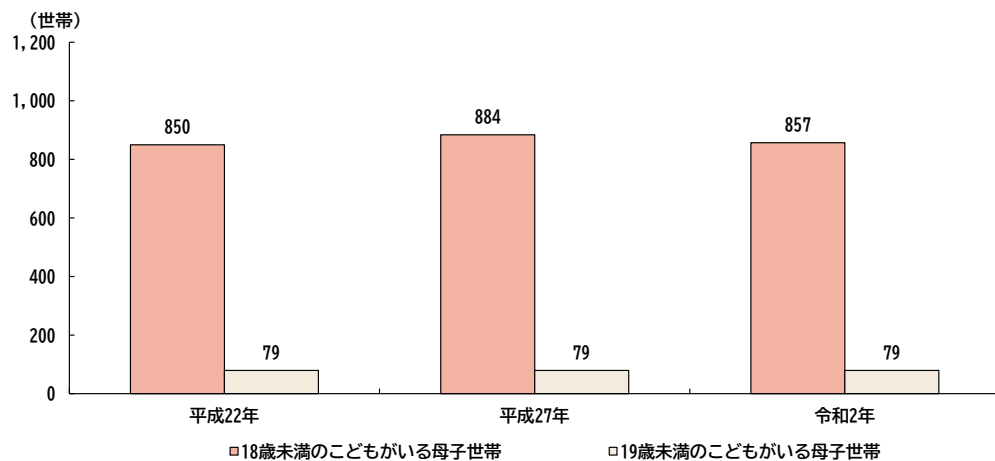


資料)国勢調査

③ ひとり親世帯の推移

本市の18歳未満のこどもがいる母子世帯は平成22年から平成27年にかけて増加し、その後減少しており、令和2年で857世帯となっています。また、18歳未満のこどもがいる父子世帯は横ばいとなっています。

▼ひとり親世帯の推移



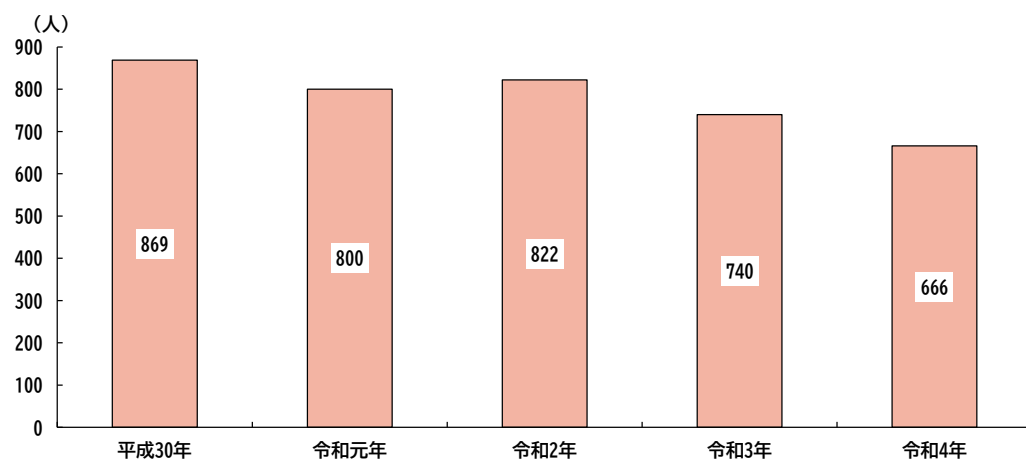
資料) 国勢調査

(3) 出生の状況

① 出生数の推移

本市の出生数は減少傾向となっており、令和4年度で666人と過去5年間で約23.4%減少しています。

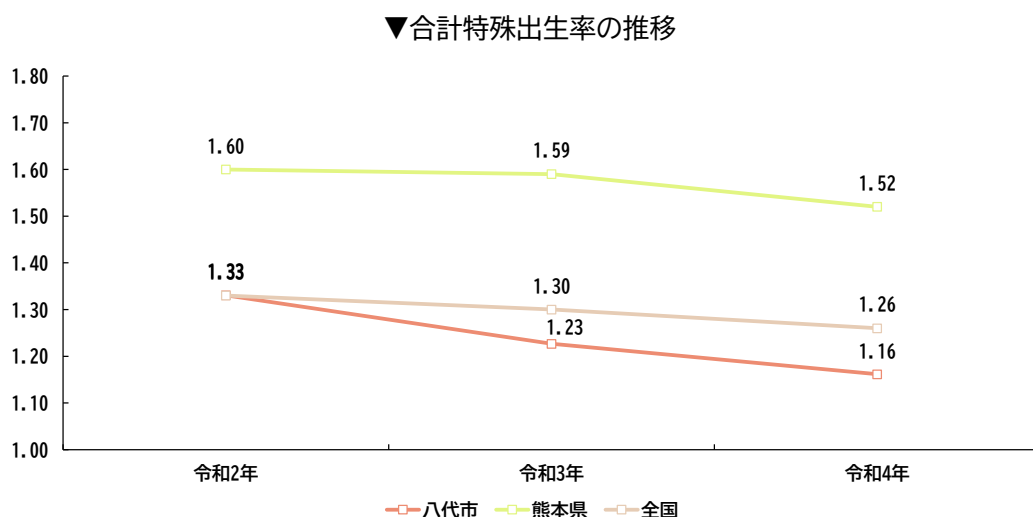
▼出生数の推移



資料) 熊本県衛生統計年報

② 合計特殊出生率の推移

15～49 歳までの女性の年齢別出生率を合計した合計特殊出生率は、1人の女性が一生の間に産むとしたときの平均のこどもの数です。令和 4 年で 1.16 となっており、全国・県と比較すると、令和 3 年以降は低く推移しています。

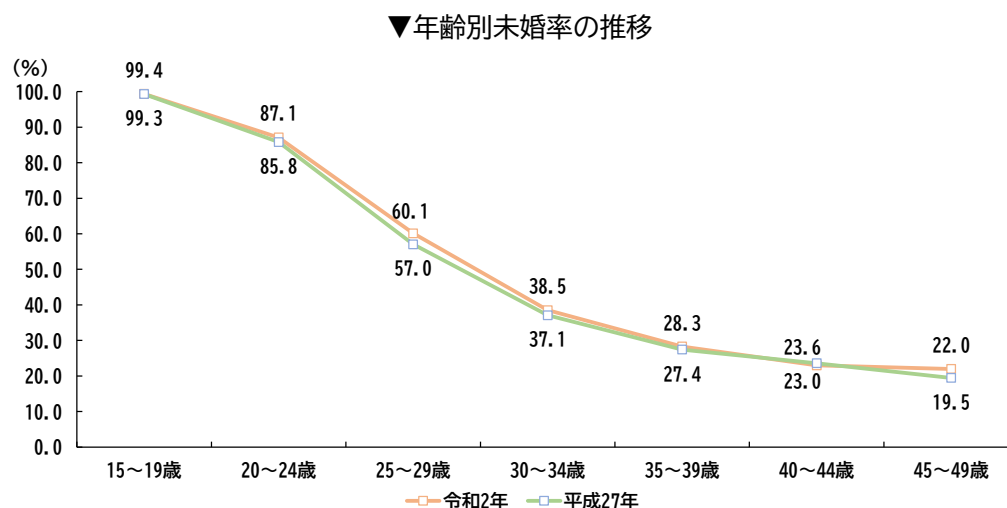


資料) 各都道府県人口動態統計(市、県)、厚生労働省人口動態調査(国)

(4)未婚・結婚の状況

① 年齢別未婚率の推移

本市の年齢別未婚率の推移をみると、平成 27 年に比べ令和 2 年で 25 歳以上の未婚率が上昇していることから、晩婚化が進行していることがうかがえます。



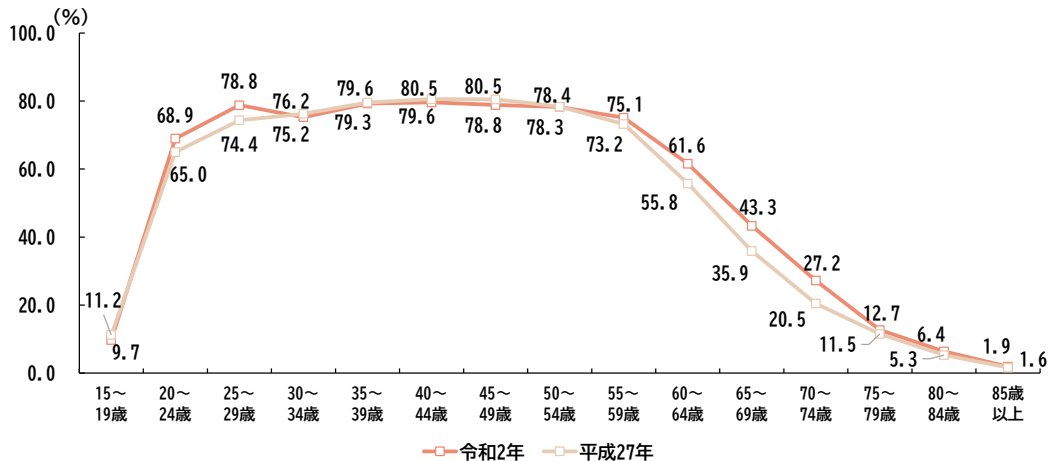
資料) 国勢調査

(5)就業の状況

① 女性の年齢別就業率の推移

本市の女性の年齢別就業率は、平成 27 年では、従来みられた出産・育児期に落ち込み再び増加する M 字カーブが滑らかなカーブを描いていました。令和 2 年では、再び M 字カーブがみられていますが、20 歳代の就業率上昇によるものです。あわせて、60 歳代、70 歳代の就業率が上昇しています。

▼女性の年齢別就業率の推移

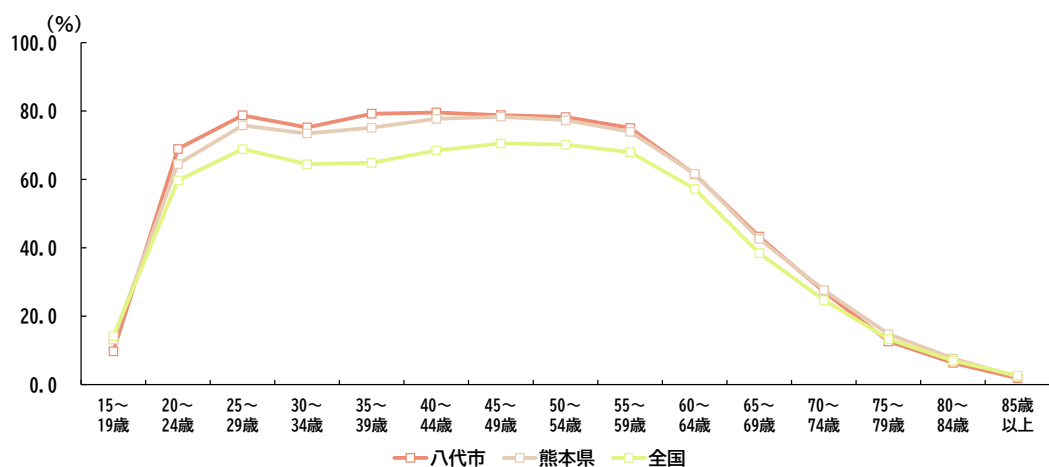


資料) 国勢調査

② 女性の年齢別就業率(国・県比較)

本市の令和 2 年の女性の年齢別就業率を全国、県と比較すると、概ね 59 歳までは高くなっていますが、60 歳以降では熊本県と同程度となっています。

▼女性の年齢別就業率の比較(令和 2 年時点 国・県比較)



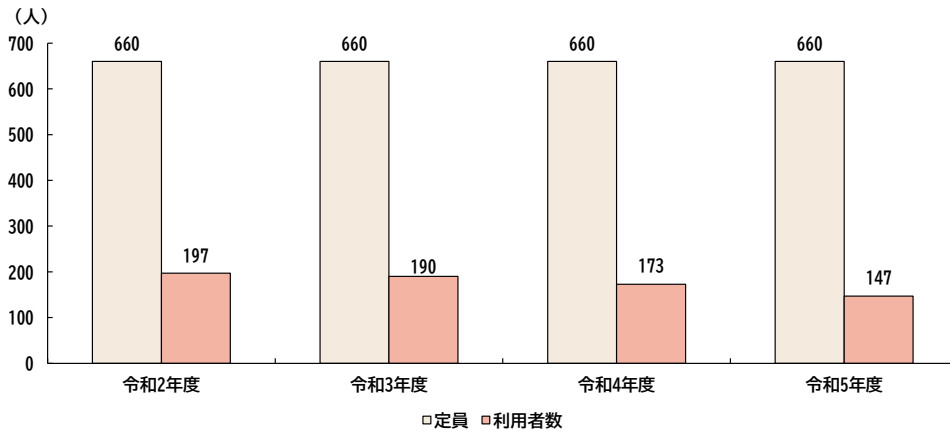
資料) 令和 2 年国勢調査

(6)教育・保育サービス等の状況

① 幼稚園の状況

本市の幼稚園の状況をみると、定員数は横ばいとなっていますが、利用者数は減少し、令和5年度で147人となっています。

▼幼稚園の状況

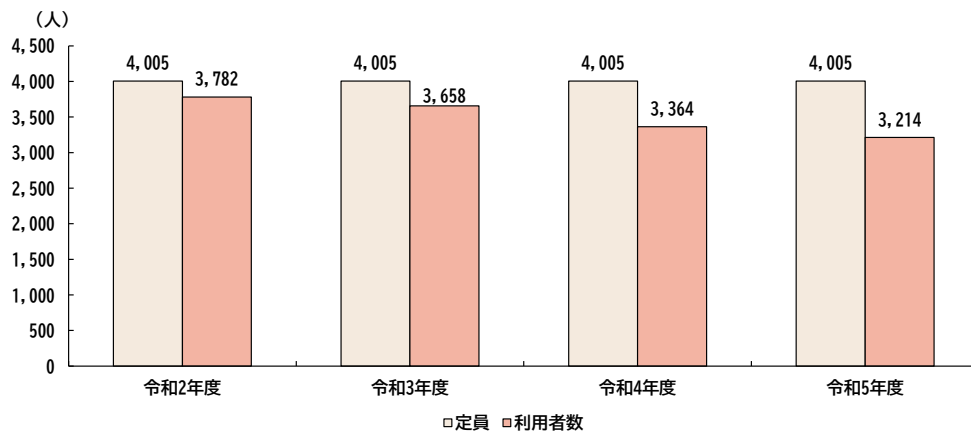


資料) 市の統計

② 保育園の状況

本市の保育園の状況をみると、定員数は横ばいとなっていますが、利用者数は令和2年度から令和5年度にかけて減少しており、令和5年度で定員数4,005人と利用者数3,214人となっています。

▼保育園の状況

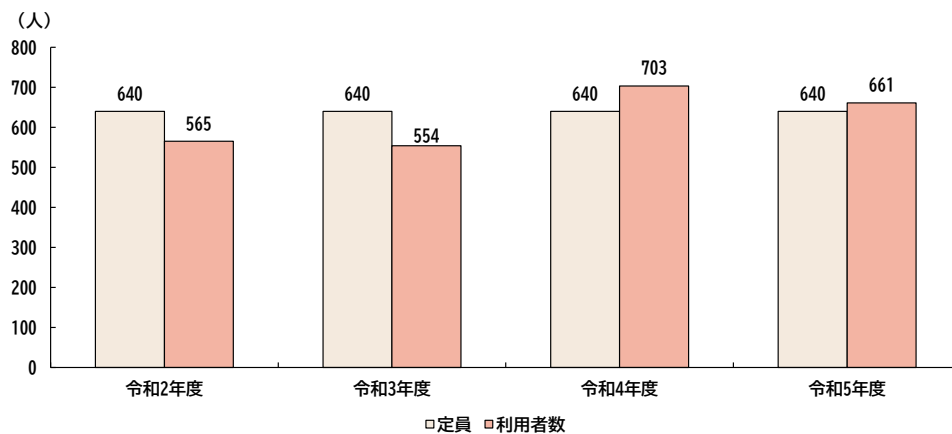


資料) 市の統計

③ 認定こども園の状況

本市の認定こども園の状況をみると、利用者数は令和 4 年度までに増加傾向にありましたが、令和 5 年度は減少しています。

▼認定こども園の状況



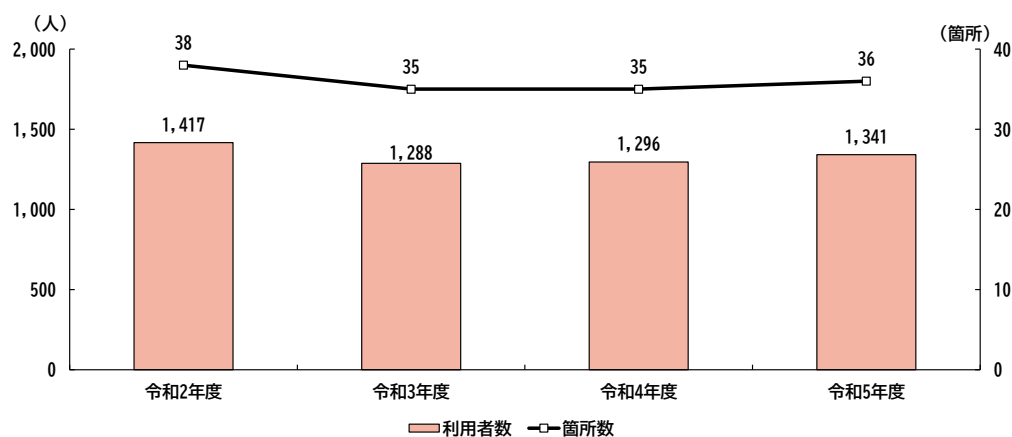
資料) 市の統計

(7)放課後児童クラブの状況

① 放課後児童クラブの箇所数と利用者数の推移

本市の放課後児童クラブにおける利用者数は、令和 3 年度にいったん減少していますが、それ以降増加し、令和 5 年度は 1,341 人となっています。また、箇所数もいったん減少しましたが、再度増加し、令和 5 年度は 36 箇所となっています。

▼放課後児童クラブの状況



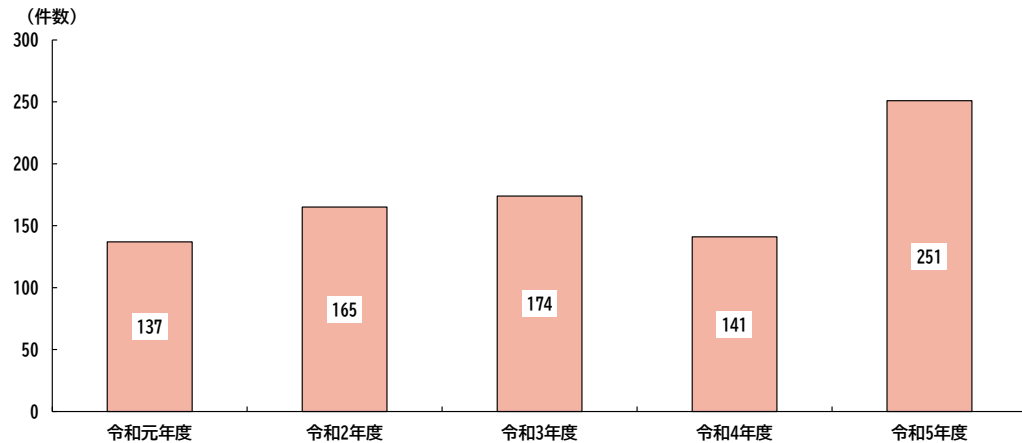
資料) 市の統計

(8)その他の状況

① 児童虐待相談対応件数の推移

本市の児童虐待相談対応件数は増加傾向となっており、令和 5 年度で 251 人と過去5年間で約 2 倍増加しています。

▼児童虐待相談対応件数

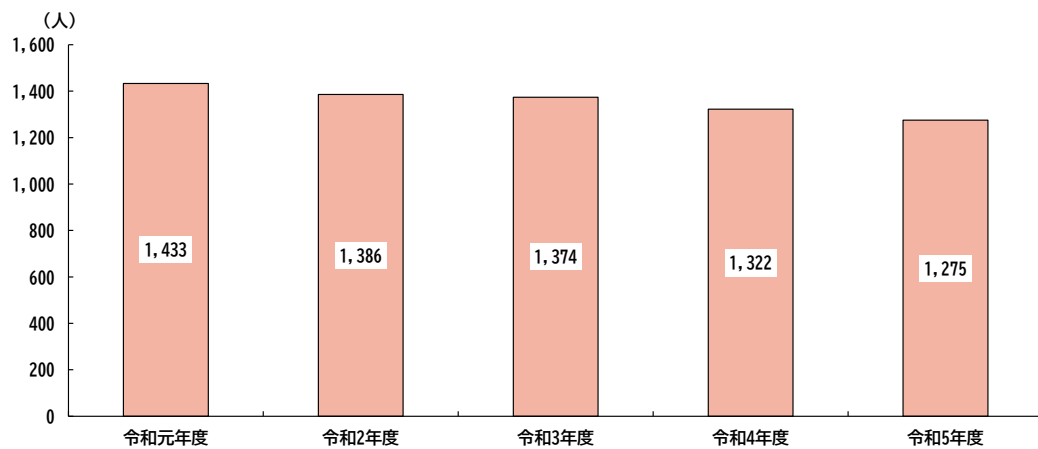


資料) 市の統計

② 児童扶養手当受給者数の推移

本市の児童扶養手当受給者数は年々減少しており、令和 5 年度で受給者数が 1,275 人となっています。

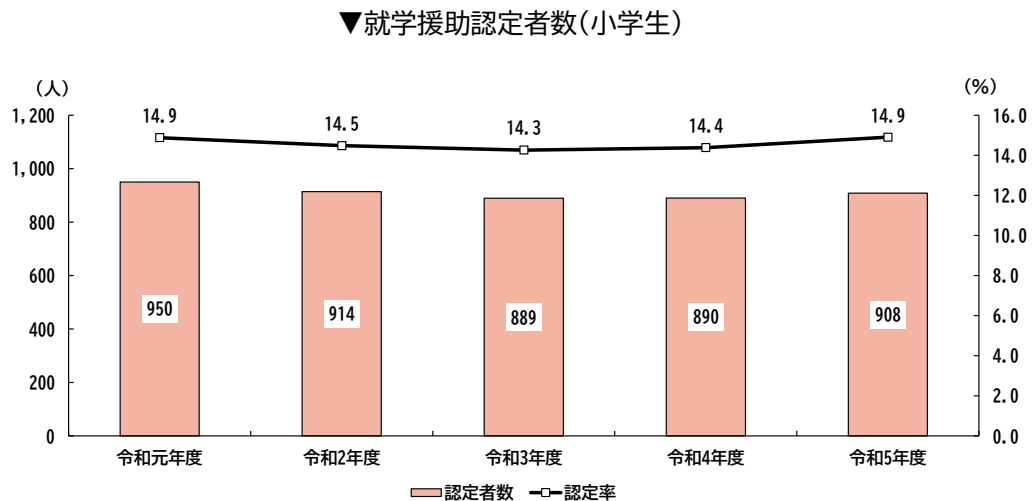
▼児童扶養手当受給者数



資料) 市の統計

③ 就学援助認定者数(小学生)の推移

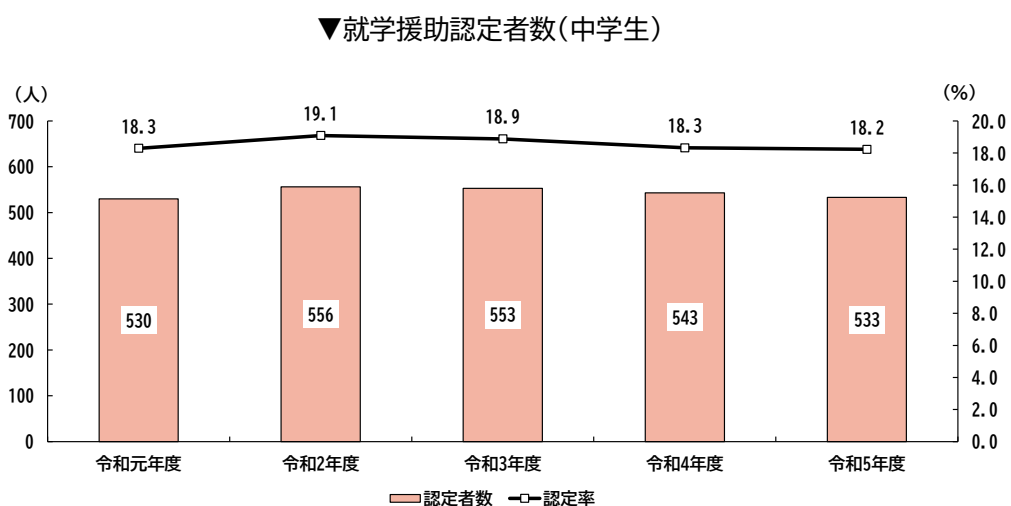
本市の小学生における就学援助認定者数・認定率は令和元年度以降減少していましたが、令和 4 年度以降は増加傾向になり、令和 5 年度の認定者数は 908 人、認定率が 14.9%となっています。



資料) 市の統計

④ 就学援助認定者数(中学生)の推移

本市の中学生における就学援助認定者数・認定率は令和元年度から増加した後、令和 2 年度を境に減少し、令和 5 年度で認定者数が 533 人、認定率が 18.2%となっています。

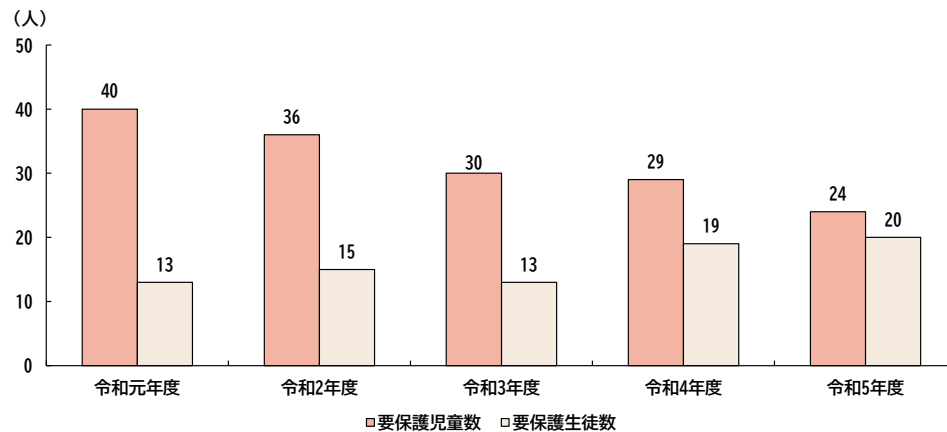


資料) 市の統計

⑤ 生活保護世帯の児童・生徒数の推移

本市の生活保護世帯の児童数は年々減少していますが、生徒数は増減を繰り返しており、令和5年度で児童数が24人、生徒数が20人となっています。

▼生活保護世帯の児童・生徒数

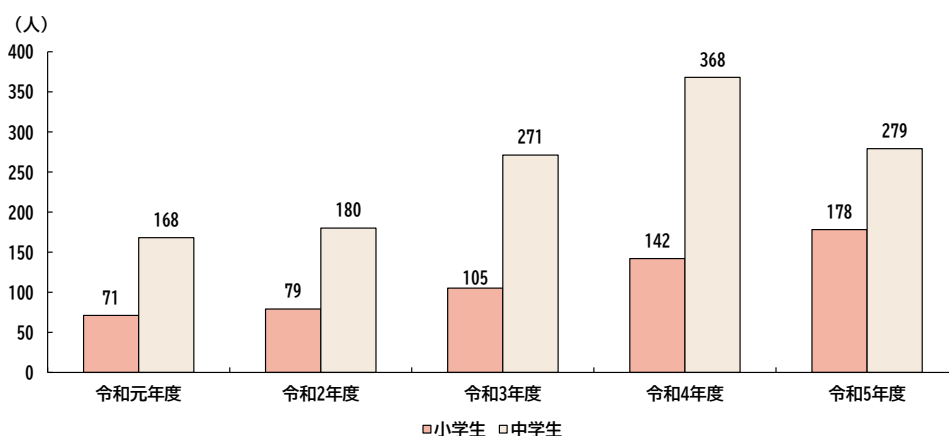


資料) 市の統計

⑥ 不登校児童・生徒数の推移

本市の不登校児童・生徒数は令和元年度以降増加していましたが、令和5年度は、中学生は前年度から減少し、小学生が178人、中学生が279人となっています。

▼不登校児童・生徒数



資料) 市の統計

2 アンケート調査からみえる八代市の現状

(1) 子育てに関するアンケート調査

① 調査の概要

本市では、本計画の策定の基礎資料として、子育て中の保護者の教育・保育やその他の子育て支援サービスの利用状況・利用希望、子育て施策全般に対する意向等を把握するために以下のニーズ調査を実施しました。

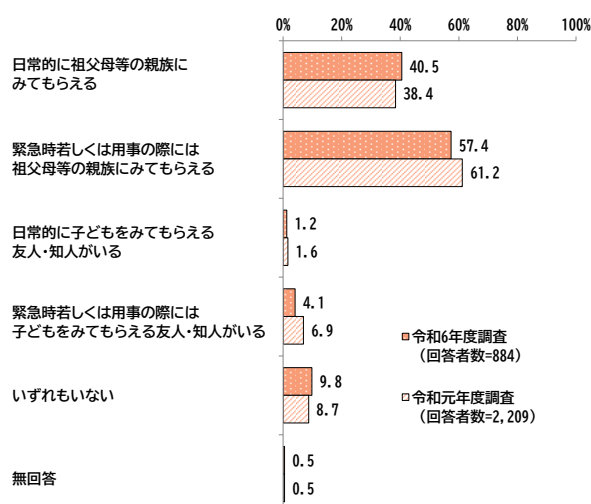
	就学前児童保護者用調査	小学生保護者用調査
調査対象者	就学前児童(0～5歳児)の保護者	小学1～6年生の保護者
抽出方法	住民基本台帳による無作為抽出	
調査方法	郵送配布－郵送又はウェブ回収（御礼状兼協力依頼はがき使用）	
標本数	2,000 人	2,000 人
有効回収数 (有効回収率)	884 人(44.2%)	881 人(44.1%)
調査期間	令和 6 年 4 月 8 日から令和 6 年 4 月 19 日	

② こどもと家庭の状況

1) 日常的・緊急時にみてもらえる親族・知人の有無〔就学前児童保護者〕

こども(就学前児童)をみてもらえる親族や友人・知人の有無については、「緊急時若しくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」(57.4%)の割合が最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」(40.5%)となっている一方で、友人・知人に関しては「緊急時」(4.1%)、「日常的」(1.2%)という結果になっています。

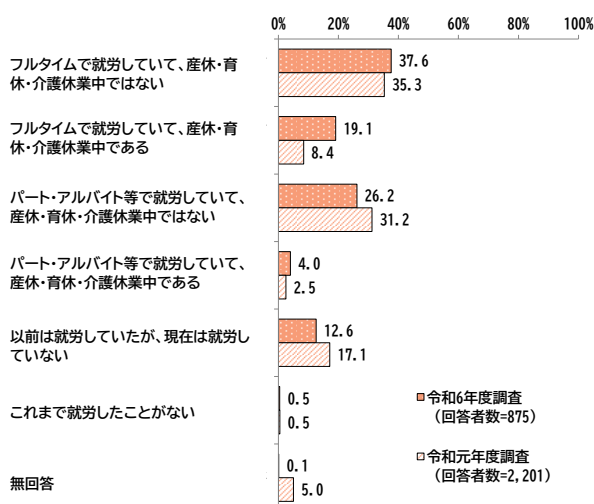
令和元年度調査時と比較すると、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」を除く割合がそれぞれ減少しています。



2) 母親の就労状況〔就学前児童保護者〕

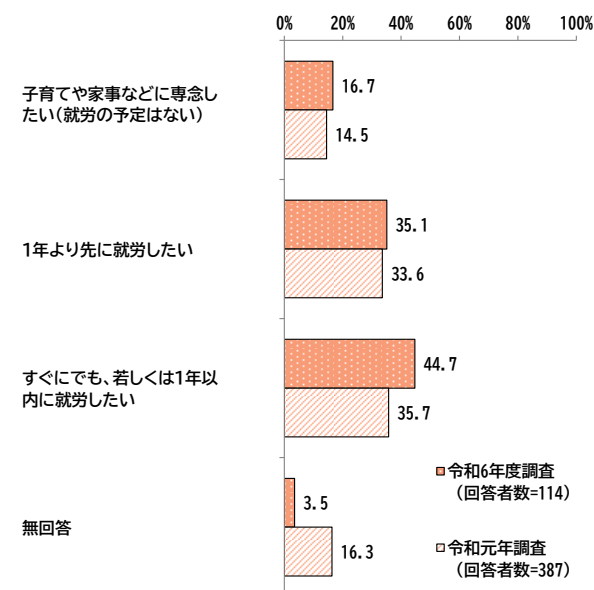
「フルタイム」の就労者が 56.7%と最も多いものの、「パート・アルバイト等」の就労者が 30.2%、「未就労(就労経験あり)」が 12.6%となっており、就労形態が多様化していることがわかります。

令和元年度調査時と比べると、「フルタイム(産休・育休中)」の割合が 10.7 ポイント増加したこともあり、「フルタイム」就労者全体で 13.0 ポイント増加しています。



3) 母親の就労意向(未就労者)〔就学前児童保護者〕

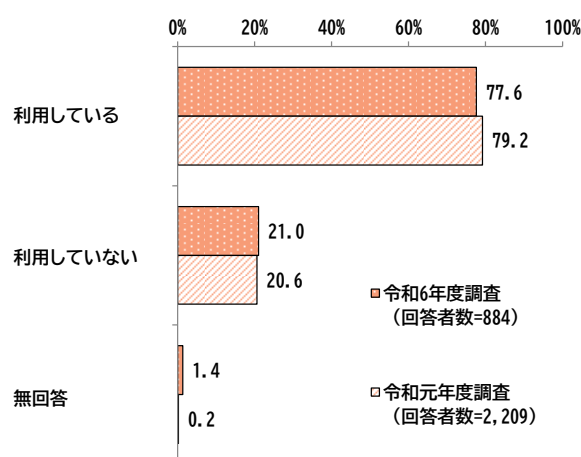
未就労の母親のうち、「すぐにでも、若しくは1年以内に働きたい」という強い就労希望を持っている人の割合は 44.7%です。



③ 平日の定期的な教育・保育事業

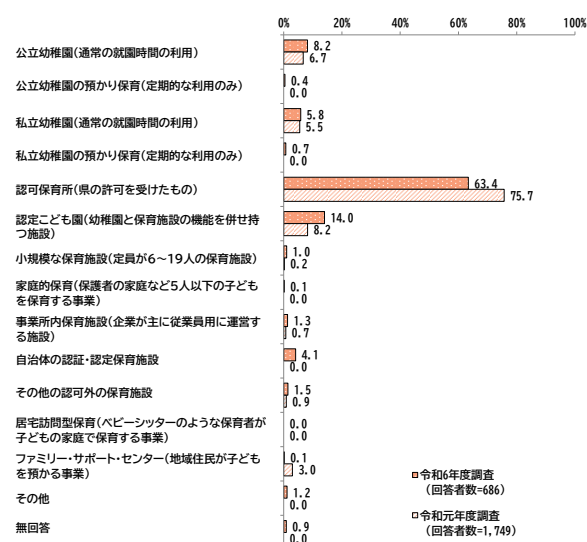
1) 平日の定期的な教育・保育事業の有無 〔就学前児童保護者〕

就学前児童の8割弱(77.6%)が、現在、平日の定期的な教育・保育事業を利用しています。



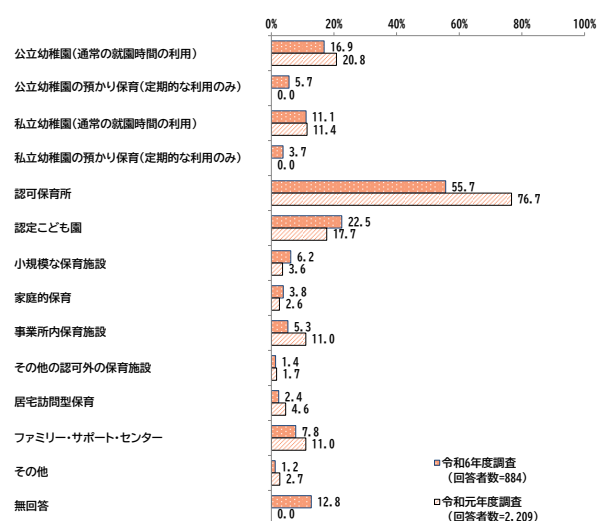
2) 平日の定期的に利用している教育・保育事業 〔就学前児童保護者〕

利用者が利用している事業の種類をみると「認可保育所」(63.4%)、「認定こども園」(14.0%)、「公立幼稚園(通常就園時間の利用)」(8.2%)、「私立幼稚園(通常就園時間の利用)」(5.8%)の順で利用割合が高くなっています。



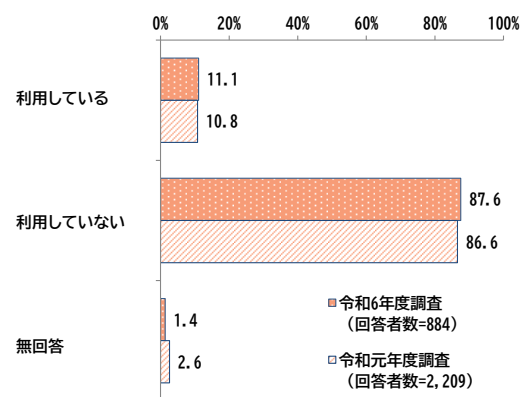
3) 平日、定期的にご利用したい教育・保育事業 〔就学前児童保護者〕

平日の定期的な教育・保育事業の今後の利用意向では、「認可保育所」(55.7%)の割合が最も高く、次いで「認定こども園」(22.5%)、「公立幼稚園(通常就園時間の利用)」(16.9%)、「私立幼稚園(通常就園時間の利用)」(11.1%)、「ファミリー・サポート・センター」(7.8%)となっています。



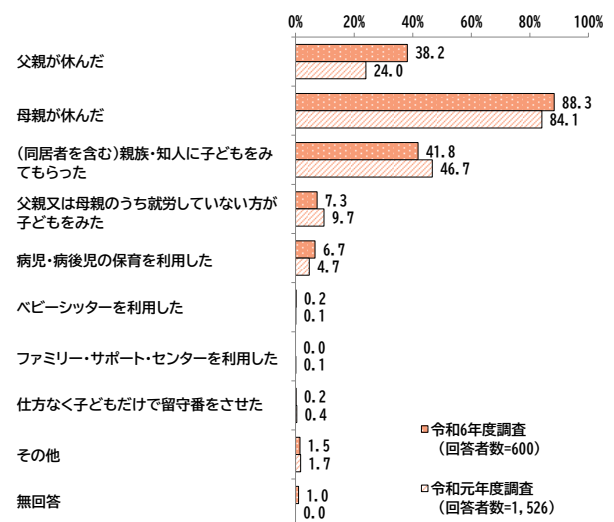
④ 地域子育て支援事業の利用状況〔就学前児童保護者〕について

地域子育て支援拠点事業の利用状況では、「利用していない」の割合が87.6%であるのに対して、「利用している」の割合が11.1%となっています



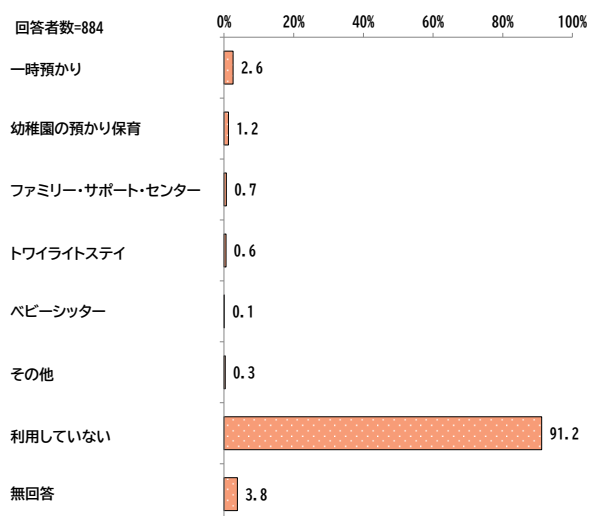
⑤ 病気等の際の対応〔就学前児童保護者〕について

この1年間にこどもの病気等のために定期的に教育・保育事業を利用しなかった場合の対処方法では「母親が休んだ」(88.3%)、「親族・知人に子どもをみてもらった」(41.8%)の順で割合が高く、「病児・病後児の保育を利用した」は6.7%となっています。



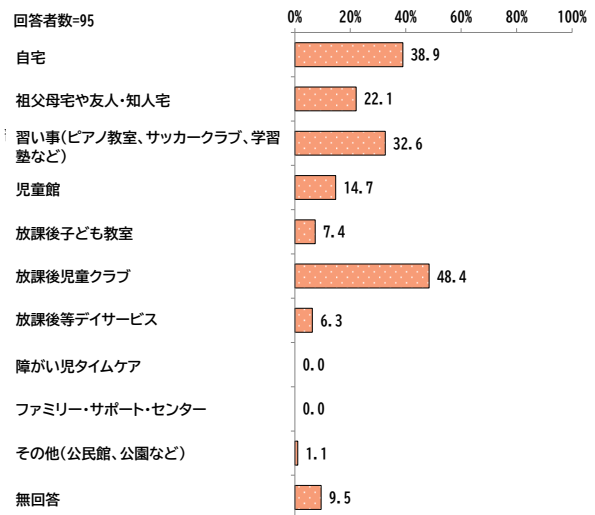
⑥ 不定期の教育・保育の利用状況〔就学前児童保護者〕について

この1年間の不定期の教育・保育事業の利用状況については、「利用していない」(91.2%)が9割を超えています。

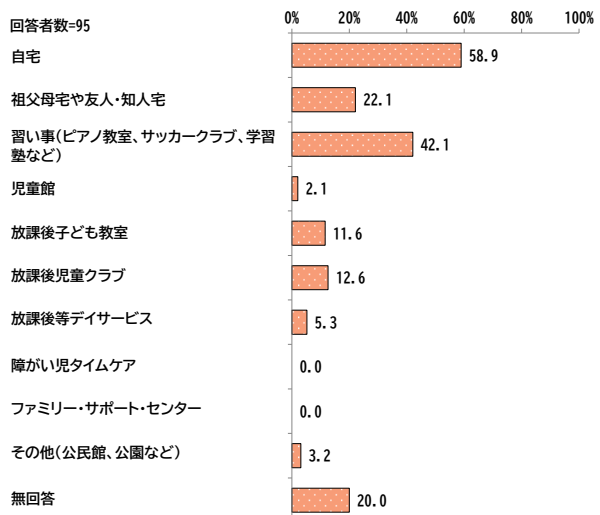


⑦ 放課後の過ごし方について〔就学前児童保護者〕

5歳児の保護者に、小学校就学後の放課後の過ごし方について、低学年時(小学1～3年生)の希望を尋ねたところ、放課後児童クラブの希望割合は、48.4%と最も高くなっています。



同様に、小学校就学後の放課後の過ごし方について、高学年時(小学4～6年生)の希望を尋ねたところ、放課後児童クラブの希望割合は、12.6%となっています。最も割合が高いのは、「自宅」で、58.9%となっています。

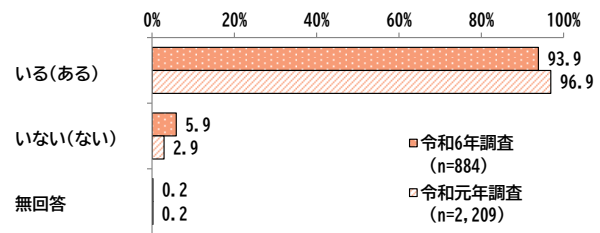


⑧ 相談の状況について

1) 気軽に相談できる人の有無〔就学前児童保護者〕

「いる(ある)」の割合が 93.9%、「いない(ない)」の割合が 5.9%となっています。

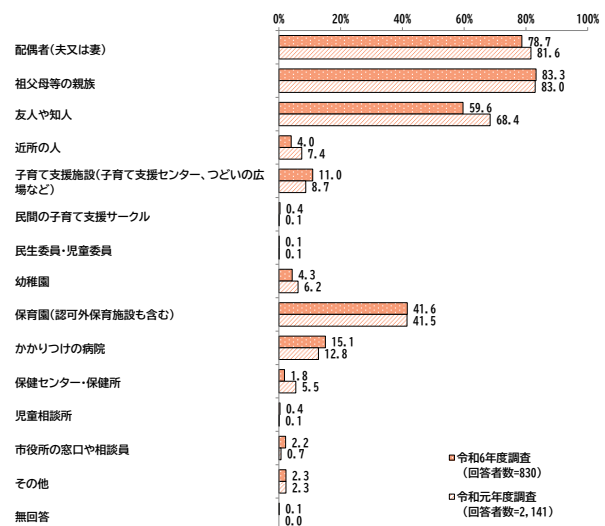
令和元年度調査と比較すると、相談できる人がいない割合が増えています。



2) 気軽に相談できる相談先〔就学前児童保護者〕

「祖父母等の親族」の割合が 83.3%と最も高く、次いで「配偶者(夫又は妻)」の割合が 78.7%、「友人や知人」の割合が 59.6%となっています。

令和元年度調査と比較すると、相談できる友人や知人の割合が大きく減少しています。

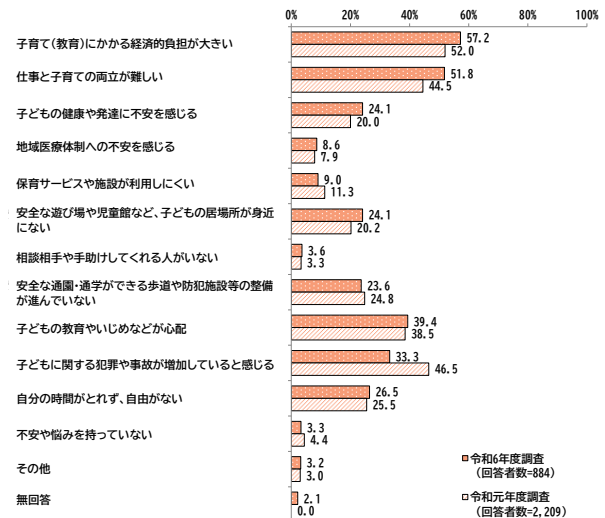


⑨ 子育て全般について

1) 子育てをするうえでの不安や悩み〔就学前児童保護者〕

「子育て(教育)にかかる経済的負担が大きい」の割合が57.2%と最も高く、次いで「仕事と子育ての両立が難しい」の割合が51.8%、「子どもの教育やいじめなどが心配」の割合が39.4%となっています。

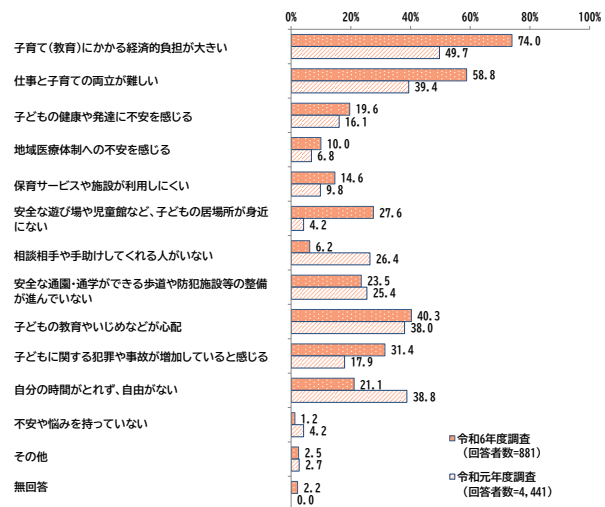
令和元年度調査と比較すると、「子どもに関する犯罪や事故が増加していると感じる」の割合が大きく減少しています。



2) 子育てをするうえでの不安や悩み〔小学生児童保護者〕

「子育て(教育)にかかる経済的負担が大きい」の割合が74.0%と最も高く、次いで「仕事と子育ての両立が難しい」の割合が58.8%、「子どもの教育やいじめなどが心配」の割合が40.3%となっています。

令和元年度調査と比較すると、「子育て(教育)にかかる経済的負担が大きい」「仕事と子育ての両立が難しい」「安全な遊び場や児童館など、子どもの居場所が身近にない」「子どもに関する犯罪や事故が増加していると感じる」の割合が大きく増加し、「相談相手や手助けしてくれる人がいない」「自分の時間がとれず、自由がない」の割合が大きく減少しています。



(2) 子どもの生活実態アンケート調査

① 調査の概要

本計画の策定の基礎資料として、児童・生徒とその保護者の状況を把握するために以下のアンケート調査を実施しました。

	小学 5 年生	中学 2 年生
調査対象者	八代市立小学校に通う小学 5 年生	八代市立小学校に通う中学 2 年生
抽出方法	全数	全数
調査方法	学校配布-学校又はウェブ回収	学校配布-学校又はウェブ回収
標本数	1,034 人	990 人
有効回収数 (有効回収率)	670 人	683 人
調査期間	令和 6 年 4 月 8 日から令和 6 年 4 月 19 日	

	小学 5 年生保護者	中学 2 年生保護者
調査対象者	上記小学 5 年生の保護者	上記中学 2 年生の保護者
抽出方法	全数	全数
調査方法	学校配布-学校又はウェブ回収	学校配布-学校又はウェブ回収
標本数	1,034 人	990 人
有効回収数 (有効回収率)	587 人	607 人
調査期間	令和 6 年 4 月 8 日から令和 6 年 4 月 19 日	

② 本調査における貧困率

こどもの生活状況等を把握するために、相対的貧困世帯を定義します。厚生労働省が公表している算出方法では、等価可処分所得(世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得)の中央値の半分(貧困線)に満たない世帯を「相対的貧困層」としています。このアンケートではこれに基づき、調査票から得られた回答をもって相対的貧困率を算出しています。

	小学 5 年生	中学 2 年生	国(令和 4 年国民生活基礎調査)
相対的貧困層の割合	12.4%	13.8%	15.4%

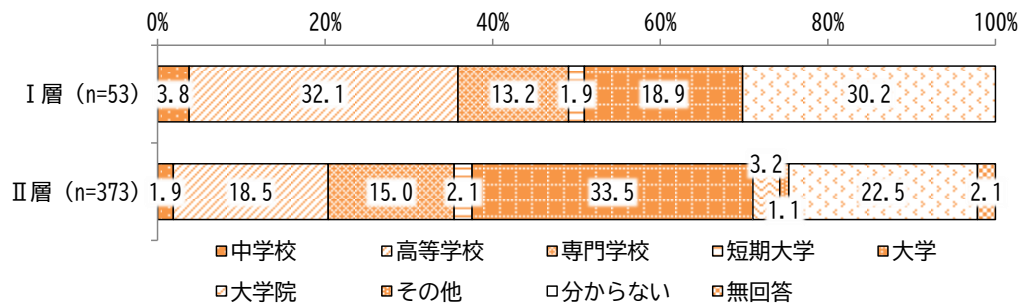
※調査対象者や対象者数、調査手法等が異なるため単純に比較はできません。

調査結果においては、Ⅰ層(相対的貧困層に属する回答者)、Ⅱ層(それ以外の回答者)と区分し、集計を行っています。

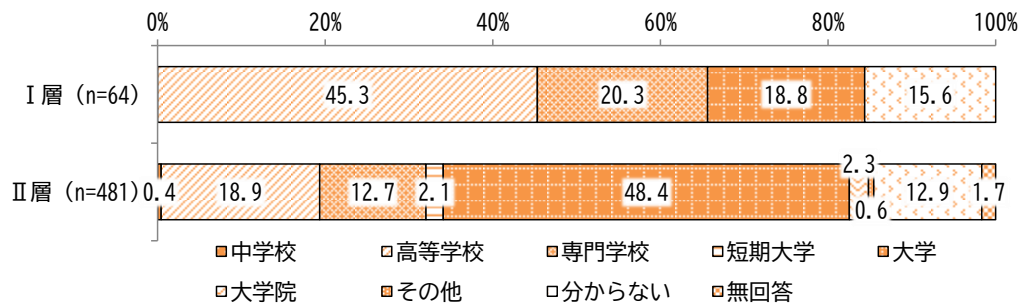
③ 教育

こどもの希望する進学先について、親子ともに、Ⅰ層は「高等学校まで」、Ⅱ層は「大学まで」を回答する割合が高くなっています。

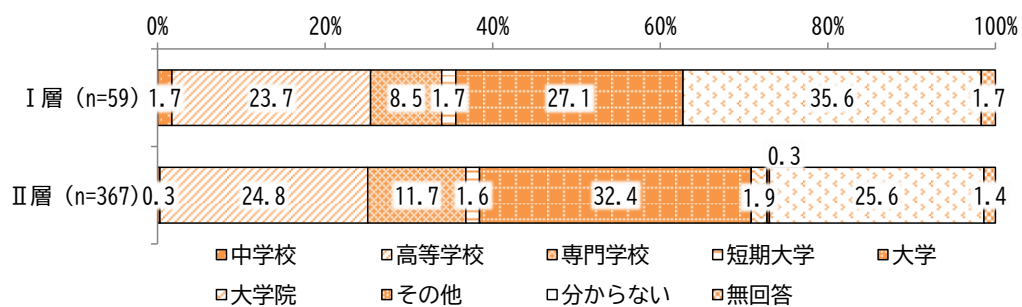
▼小学 5 年生(希望する進学先)



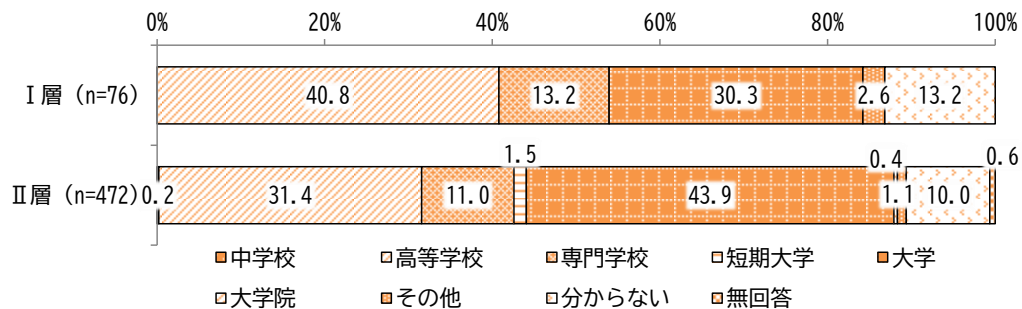
▼小学 5 年生保護者(希望する進学先)



▼中学 2 年生(希望する進学先)



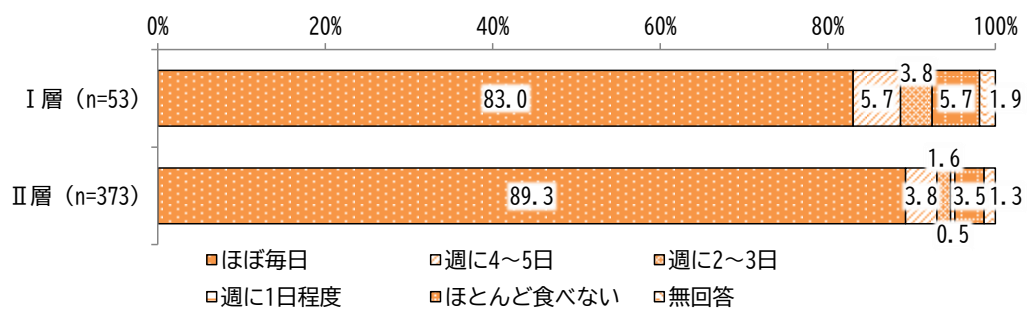
▼中学 2 年生保護者(希望する進学先)



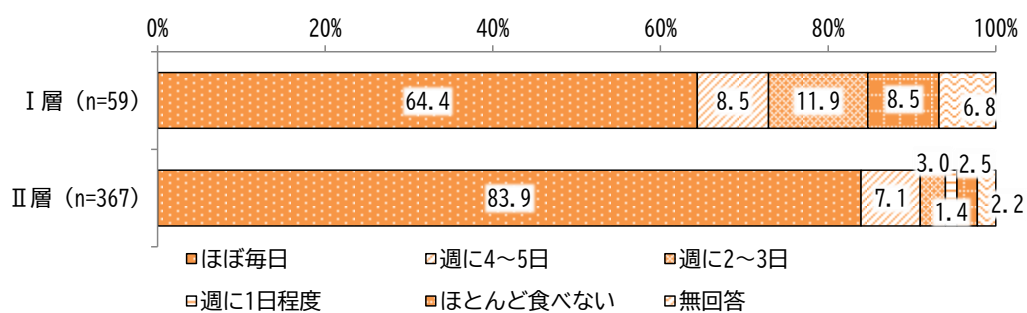
④ 生活の状況

朝食を食べる頻度をみると、小学5年生・中学2年生ともにⅠ層がⅡ層と比べて「ほぼ毎日」の割合が低くなっています。また、平日の睡眠時間をみると、小学5年生・中学2年生ともにⅠ層がⅡ層と比べて睡眠時間が短くなっています。

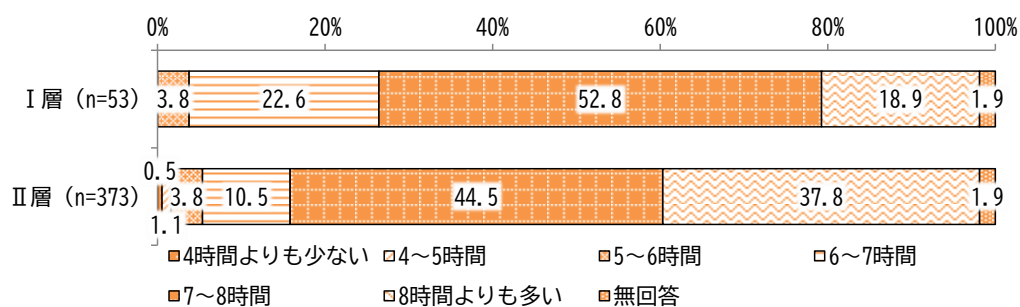
▼小学5年生(朝食を食べる頻度)



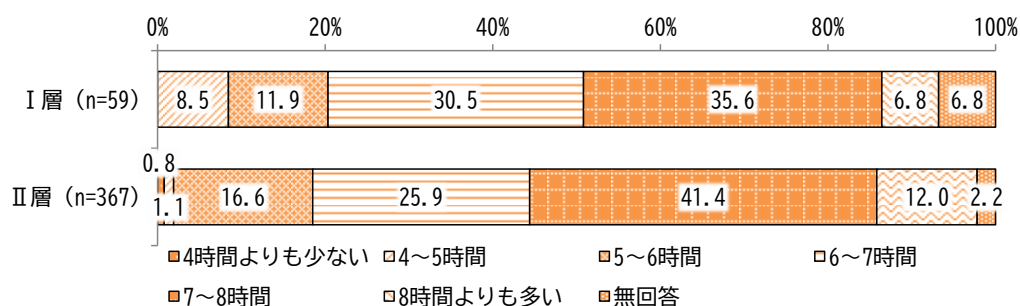
▼中学2年生(朝食を食べる頻度)



▼小学5年生(平日の睡眠時間)



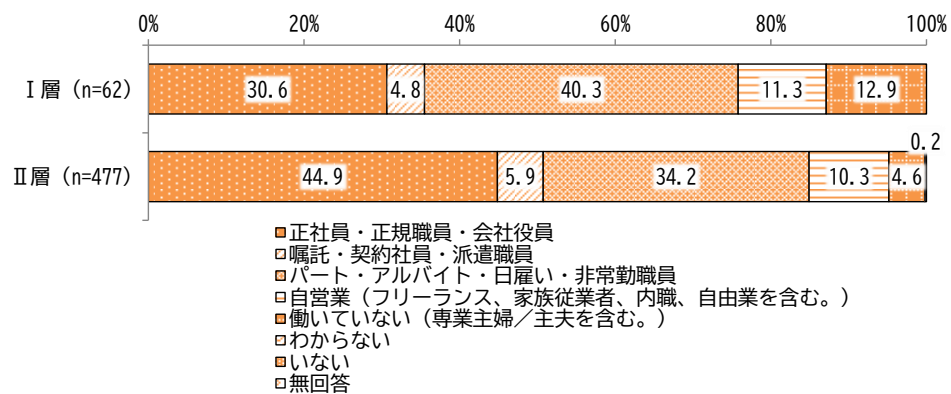
▼中学2年生(平日の睡眠時間)



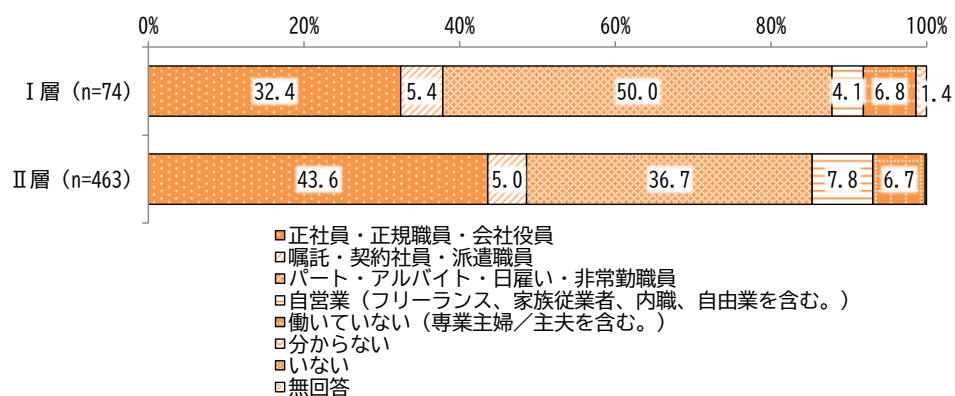
⑤ 就労

保護者(母親)の就労状況をみると、小中学生保護者ともにⅠ層は「パート・アルバイト・日雇い・非常勤職員」の割合が最も高く、Ⅱ層は「正社員・正規職員・会社役員」の割合が最も高くなっています。

▼小学5年生保護者(母親)



▼中学2年生保護者(母親)

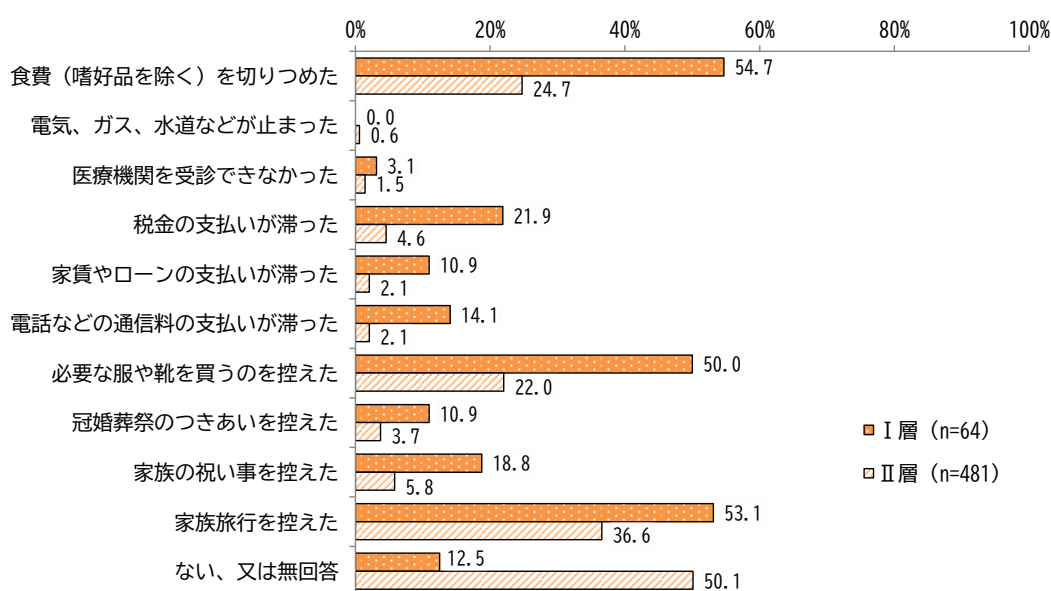


⑥ 経済的状況

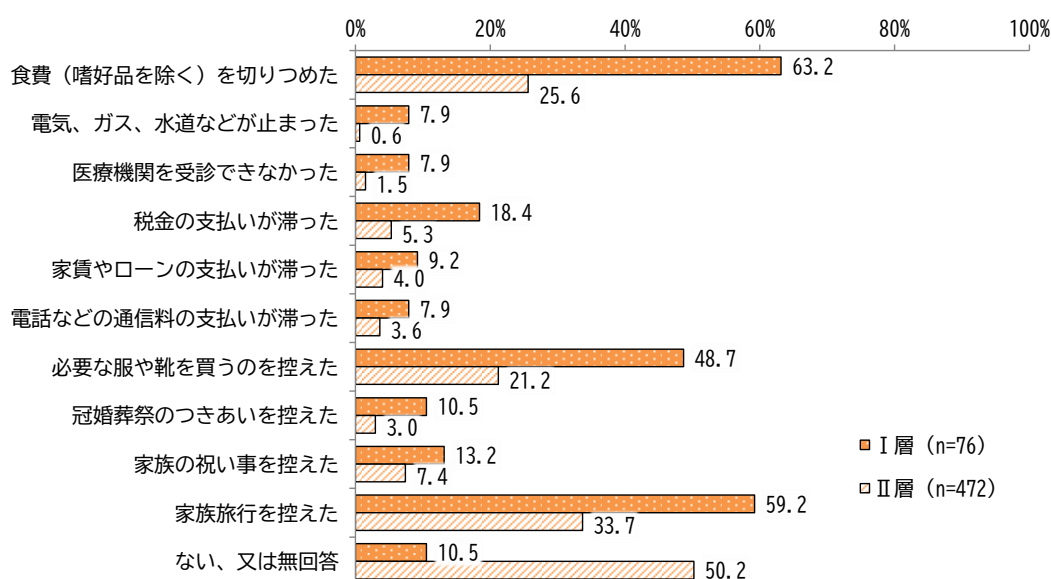
過去1年の間に経済的理由で支出を抑えた経験を尋ねたところ、小学5年生保護者のⅠ層では「食費を切りつめた」が54.7%と最も高く、Ⅱ層では「ない、又は無回答」が50.1%と最も高くなっています。中学2年生保護者も、Ⅰ層では「食費を切りつめた」が63.2%と最も高く、Ⅱ層では「ない、又は無回答」が50.2%と最も高くなっています。

その他、Ⅰ層にあたる世帯が抑えた支出をみると、「家族旅行を抑えた」(小学5年生保護者:53.1%、中学2年生保護者:59.2%)、「必要な服や靴を買うのを抑えた」(小学5年生保護者:50.0%、中学2年生保護者:48.7%)などが上位に上がりました。

▼小学5年生保護者(支出を抑えた経験)



▼中学2年生保護者(支出を抑えた経験)



(3) こども・若者意識調査

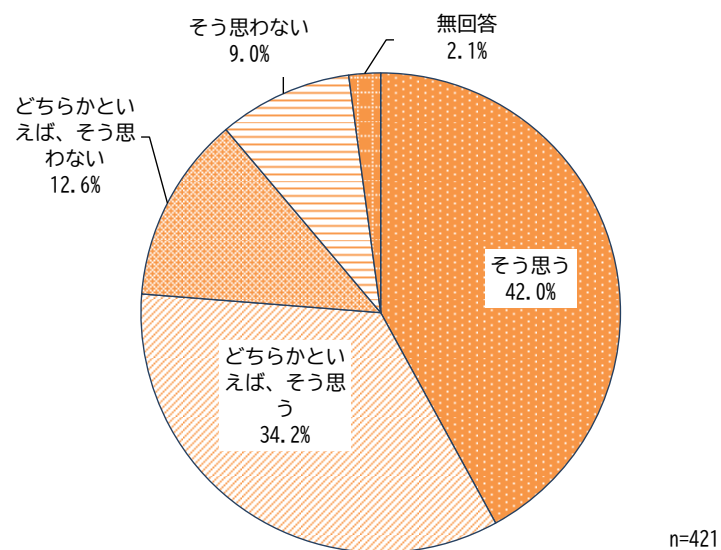
① 調査の概要

本市では、本計画の策定の基礎資料として、こども・若者の方々がおかれている状況や今後の展望をとらえることが重要と考え、生活実態や将来の生活設計を尋ねるため、以下のアンケート調査を実施しました。

	こども・若者意識調査
調査対象者	18～39 歳の若者
抽出方法	住民基本台帳による無作為抽出
調査方法	郵送配布－郵送又はウェブ回収（御礼状兼協力依頼はがき使用）
標本数	2,000 人
有効回収数 (有効回収率)	421 人(21.1%)
調査期間	令和 6 年 4 月 8 日から令和 6 年 4 月 19 日

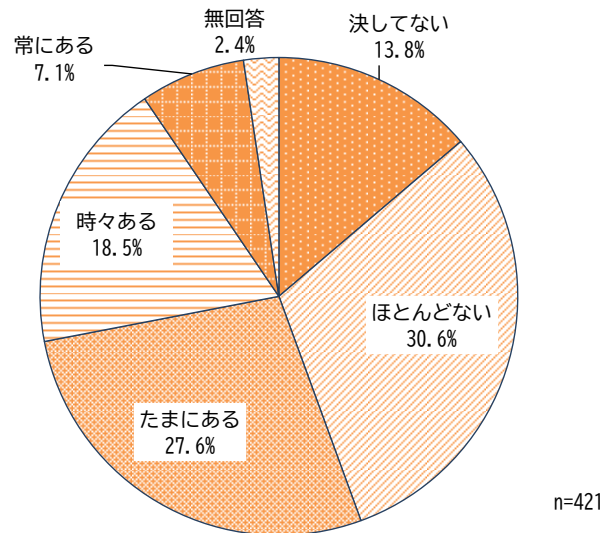
① 自分らしさ

自分らしさがあるかどうか尋ねたところ、「そう思う」(42.0%)、「どちらかといえば、そう思う」(34.2%)に対して、「そう思わない」(9.0%)、「どちらかといえば、そう思わない」(12.6%)と、自分らしさがあるとする回答割合の方が多い。



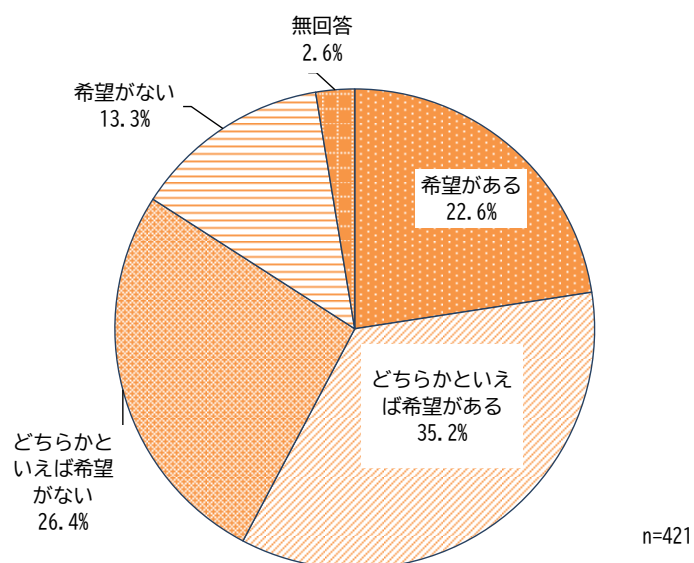
② 孤独感

孤独を感じるかどうか尋ねたところ、「決してない」(13.8%)、「ほとんどない」(30.6%)に対して、「常にある」(7.1%)、「時々ある」(18.5%)、「たまにある」(27.6%)と、孤独を感じるという回答割合の方が多い。



③ 将来への希望の有無

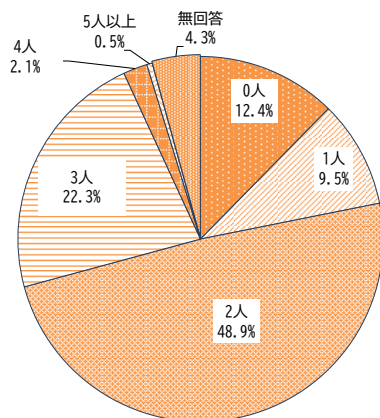
将来への希望について尋ねたところ、「希望がある」(22.6%)、「どちらかといえば希望がある」(35.2%)に対して、「希望がない」(13.3%)、「どちらかといえば希望がない」(26.4%)と、希望があるという回答割合の方が多いものの、全体の約4割は希望がないとしている。



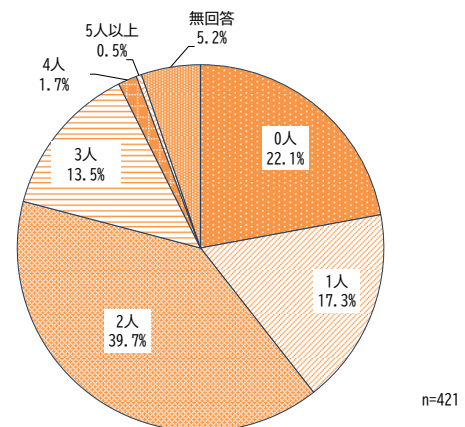
④ こどもの人数

理想的なこどもの人数については、「2人」(48.9%)、「3人」(22.3%)、「0人」(12.4%)の順となっています。一方で、実際に持つつもりの子どもの人数は、「2人」(39.7%)、「0人」(22.1%)、「1人」(17.3%)となっています。実際と希望を比べると、実際持つつもりの子どもの人数は、「0人」の割合が9.7ポイント、「1人」の割合が7.8ポイント増加しているのに対して、「2人」の割合が9.2ポイント、「3人」の割合が8.8ポイント減少しています。

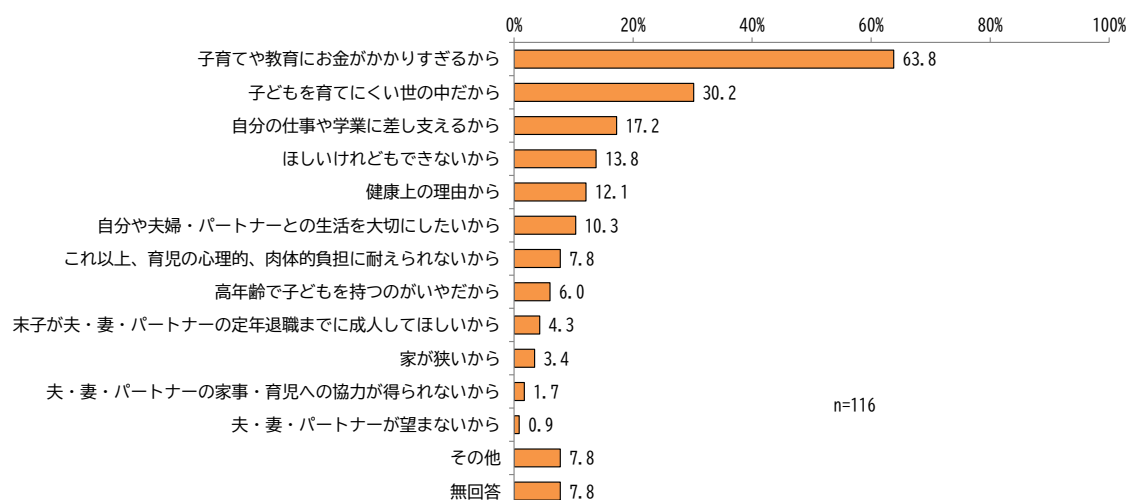
▼理想とするこどもの人数



▼実際持つつもりの子どもの人数



理想的なこどもの人数よりも実際に持つつもりの子どもの人数が少ない理由については、「子育てや教育にお金がかかりすぎる」(63.8%)、「子どもを育てにくい世の中だから」(30.2%)という回答が見られました。



3 八代市のこども・若者と子育て家庭を取り巻く課題

課題1 妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援

今回のアンケート調査からは、こども・若者、子育て当事者それぞれが、ライフステージごとに特徴的なニーズを抱えていることが示されています。例えば、子育て期には保護者に対する育児支援や保育環境の整備が重視され、小・中学生に対しては学習環境の充実や生活習慣の形成などが求められています。さらに、若者においては、心のケアのニーズが高く、安心して社会に参加できる環境が必要とされています。ライフステージに応じた施策の実施により、支援が途切れることのないよう一貫して実現できる環境整備が求められています。

課題2 地域社会全体で子育てを支える体制

少子化や核家族化、地域のつながりの希薄化が進む現代において、親が子育てに不安や負担を感じ、一人で悩みを抱えるケースが増加しています。就学前児童保護者に対するアンケート調査によると、日常的あるいは緊急時にこどもを見てもらえる親族や知人が「いない」と答える保護者が約 1 割存在し、子育てにおいて気軽に相談できる相手や場所が「ない」と答える割合も少なからず見られます。こうした背景から、地域社会全体で子育てを支える体制を強化し、子育てに関する情報提供や相談窓口の整備を進める必要があります。

課題3 教育ニーズへの支援

グローバル化や情報通信技術の進展に伴い、将来の変化を予測することが困難な時代と言われており、これからのこどもたちには、自らの生涯を生き抜く力を育成することが、これまで以上に強く求められています。一方で、アンケート調査をもとに、こどもたちの希望する進学先について世帯収入別にみると、親子ともに、相対的貧困層は「高等学校まで」を回答する割合が高く、それ以外の世帯は「大学まで」を回答する割合が高くなっています。経済的理由によって進学する機会を制限されることは、こどもの将来の可能性を狭め、自分自身が希望する将来像を実現する機会を奪うことにつながります。

課題4 子育て環境における安全確保と事故防止

アンケート調査によると、就学前保護者が抱える子育てに関する不安や悩みとして、「子どもに関する犯罪や事故が増加していると感じる」(33.3%)、「安全な通園・通学ができる歩道や防犯施設等の整備が進んでいない」(23.6%)、「安全な遊び場や児童館など、子どもの居場所が身近にない」(24.1%)といった回答が見られました。これらの結果から、犯罪や事故への懸念、こどもの通園・通学路の安全性や防犯設備の整備、遊び場や児童館などの居場所の不足が考えられます。

課題5 働きながら子育てができる環境整備

総務省の国勢調査によると本市でも全国と同様に女性の就業率が上昇しており、今後も子育て世代における共働き世帯の増加が予想されています。また、アンケート調査では、「仕事と子育ての両立が難しい」と感じている割合が就学前児童保護者・小学生保護者ともに 5 割を超えています。男女がともに働きながら安心してこどもを育てられるよう、ワーク・ライフ・バランスの向上が不可欠です。

課題6 困難を有するこども・若者への支援

児童虐待は、こども大綱でも特に重視される深刻な社会問題です。全国的に児童虐待に関する相談件数は増加傾向にあり、本市でもその例外ではありません。相談窓口の充実や、地域の関係機関などとの連携を強化し、早期発見と迅速な対応を図ることが求められます。

また、今回のアンケート調査からは相対的貧困層やひとり親家庭が経済的困難に直面する場面が明らかになっています。さらに、本来は大人が担う家事や家族の世話をこどもが行うヤングケアラーの支援も重要です。こうした家庭のこどもが安心して生活できるよう、生活基盤の安定に向けた支援を行うことが不可欠です。

課題 7 若者世代の将来の見通し

アンケート調査では、結婚に対する意識として、「時期にとらわれていないが結婚したい」の割合が 39.5%と最も高く、「できるだけ早く、または、早めに結婚したい」と合わせると、結婚への意欲がある層は 53.8%となっている一方、「結婚はまだ考えていない」の割合が 32.2%で、「結婚したくない」(11.1%)と合わせると、消極的な層は 43.3%となっています。

また、悩みなどを相談したくないと思う理由については、「相談しても解決できないと思うから」と答えた方(58.3%)が半数以上の回答を占めており、相談体制の充実が求められます。

第 3 章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本計画では、前期計画の理念や方向性などを引き継ぎ、これからの八代市を担う子ども・若者の健やかな成長を地域とともに支え、子育てに喜びや生きがいを感じることができるまちをめざします。

また、地域全体で子育てを支援することにより、子育て世代を中心に「住みたい、住み続けたい」と思えるまちをめざします。

基本理念

安心して子どもを生み育てることができるまちやつしろ

2 計画に関する基本的な方針

子どもは、社会にとって、未来をつくる力です。すべての子どもと家庭への支援を実現するため、地域の実情をふまえ、子どもの成長にとってより良い環境づくりのために身近な地域で子どもや子育てを見守り、行政だけでなく地域全体で子育てを支援できるような仕組みづくりに取り組みます。

また、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を量・質両面にわたり充実させることが必要であり、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくことが必要です。

このようなことから、本計画は、以下に掲げる8つの方針を基本とし策定します。

計画に関する基本的な8つの方針

(1)子ども・若者の多様な人格を尊重し、継続的に支援する。

子どもや若者が権利の主体であることを認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障します。また、すべての子ども・若者が自分らしく成長できるよう、それぞれの個性や成長に応じた支援を継続的に提供します。

(2)若者が結婚・子育てに希望を持てる環境を整備する。

若者が結婚や子育てに希望を持てる環境を整備するためには、経済的な支援や育児環境の充実への支援が必要です。若い世代が安心して結婚や子育てに取り組める環境づくりを目指します。

(3)地域社会でこどもや若者、子育て当事者を支援し、成長を支える。

地域社会でこどもや若者、子育て当事者を支援し、その成長を支えるためには、地域全体で連携し、包括的な支援体制を整えることが重要です。交流の場を設けるなど、保護者同士や地域の住民が協力し合うことで、安心して子育てできる環境を提供します。

(4)ライフステージに応じて切れ目なく対応し、支援する。

こどもや若者の状況に応じて、必要な支援が特定の年齢で途切れることなく提供されることが重要です。各ライフステージに応じた支援を切れ目なく行うことで、こどもや若者が自分らしく社会生活を送ることができるようになるまでを社会全体で支えます。

(5)仕事と生活の調和を実現する。

職場や社会全体でワーク・ライフ・バランスへの意識を高めることで、男女ともに家庭や育児に積極的に関わることができるような環境を整えます。また、共働き家庭の負担を軽減することで、仕事と生活のバランスを保ち、すべての家庭が安心して子育てできる社会を目指します。

(6)子育て支援の充実を図り、その支援を担う人材を支える。

子育て支援の充実を図り、すべてのこどもが健やかに成長できる環境を整えることを目指します。また、保育士などの専門職に加え、子育て経験者やボランティアなど、子育て支援を担う人材の確保と資質の向上に努めます。

(7)関係機関と連携し、社会全体の機運醸成を行う。

国、県、こども・若者を支援する関係団体等と連携することで、基本理念の実現を目指します。また、市が率先してこども施策に取り組むことで、社会全体での意識向上に取り組みます。

(8)市民とともに明るい未来を創る。

こどもや若者、子育て当事者の意見を尊重し、社会全体で支援しながら、安心して成長できる環境を整えることを目指します。市民一人ひとりが協力し合うことで、すべてのこども・若者が健やかに成長できる明るい未来を共に築いていきます。

3 こども・若者施策の基本テーマ

(1) 妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援の提供

少子化や核家族化により、親が子育ての負担を抱えることが増えています。これを解消するため、地域資源を活用し、保護者が気軽に相談・交流できる場の整備や医療・保健・保育サービスの充実を進め、安心して子育てできる環境を整えます。

また、こどもの健やかな成長を支援するため、心身の健康や性に関する正しい知識の普及啓発・相談支援を進めます。地域や学校と連携して、こどもが健康的な生活を送れるようサポートし、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を提供します。

(2) 地域に根ざした多様な育児支援とこども中心のまちづくり

子育て家庭が孤立することなく、すべての家庭が安心して子育てできるよう、地域全体で妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を提供することが重要です。地域子育て支援拠点事業を通じて、相談や交流ができる場の整備を進め、妊産婦や家族の不安を軽減し、健康な生活を支える取組みを推進します。

また、こどもたち自身の意見を尊重し、それを施策に反映させる仕組みを形成します。こどもたちの自己決定能力や主体性を育むため、地域や学校でこどもが発言できる場を提供し、施策に反映させることで、こどもたちの最善の利益を実現することを目指します。

(3) 「生きる力」を身につけた未来を担うひとづくり

次代を担うこどもたちが、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにするために、一人一人のこどもに応じた、きめ細かな、魅力ある教育を推進し、こどもたちの資質や能力を伸ばし、「生きる力」を育んでいきます。また、こどもたちが健やかに成長できるよう、幅広い地域住民等の参画により、学校や家庭、地域、関係機関と連携・協働して、社会全体でこどもの育ちを支え、「地域のこどもは地域で守り育てる」気運を高めるとともに、家庭や地域における教育力の向上を図ります。

(4) こどもの安全確保と生活環境の整備

こどもたちが安心して暮らせる環境を整えるため、安心して外出できるまちづくりやこどもの遊び場の確保、地域ぐるみの防犯体制の整備など、安心してこどもを生み育てられる環境づくりに努めます。また、有害環境や犯罪からこどもたちを守るため、地域での意識啓発を進め、こどもが安心して成長できる環境をつくれます。

(5) 子育て家庭の生活基盤の安定とワーク・ライフ・バランスの支援

子育て家庭が安心して仕事と育児を両立できるよう、保育サービスの充実や放課後児童対策の強化が必要です。特に、保護者が仕事と家庭を両立できるようにするため、ワーク・ライフ・バランスの推進が重要です。育児休業や柔軟な働き方の導入を進め、男女が共同で育児に関わる環境を整備し、子育てしやすい社会の実現を目指します。

(6) 多様なニーズに応じた支援ときめ細やかな取組みの推進

障がいのあるこどもや特別な配慮が必要な家庭に対しては、個別のニーズに応じた継続的な支援が不可欠です。関係機関が連携し、こどもの発達や状況に合わせたサポートを強化し、家族が安心して生活できる環境を整えます。

「子どもの貧困」対策においては、経済的負担の軽減や相談支援の拡充を進め、特にひとり親家庭をはじめ、生活に困難を抱える家庭への支援を推進します。

また、ヤングケアラーへの対応については、福祉、介護、医療、教育等の関係機関が連携し、早期発見し、家庭の状況を把握し、必要な支援につなげます。

(7) 若者が幸福な生活を送るための支援

若者が抱える課題に対して、ひきこもりや就労、結婚に不安を抱える人々に対し、個別のニーズに応じた支援が必要です。ひきこもりの若者へのアウトリーチ支援や、就労希望者へのキャリア支援を強化し、生活基盤を安定させることで、社会参画を促します。

また、結婚や子育てに対する不安を解消するため、経済的支援や子育て環境の整備が求められます。多くの若者が「子育てや教育費用」や「社会環境」を理由に、理想のこどもの数を減らしている現状を踏まえ、支援を充実させます。

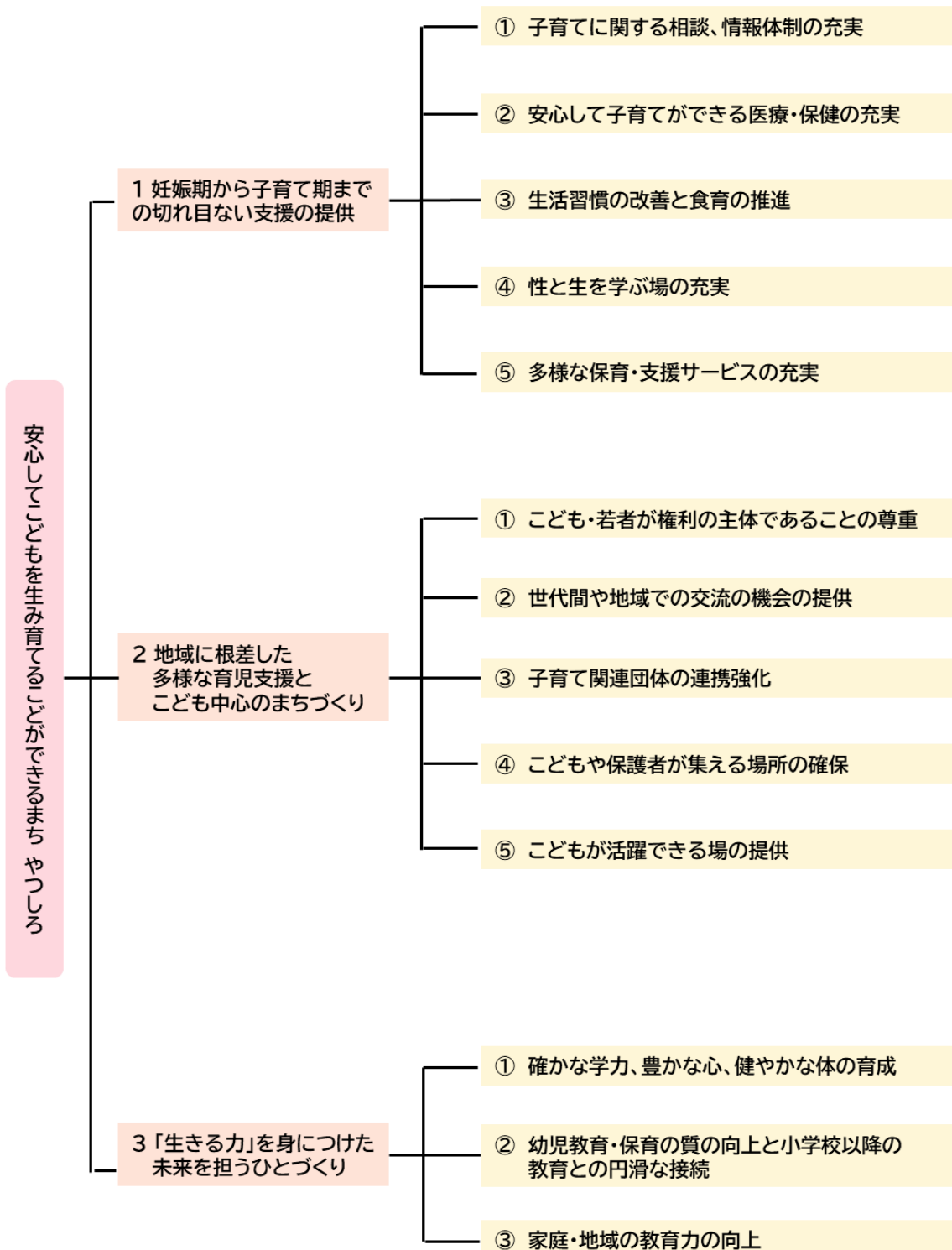
さらに、多様な価値観や考え方を尊重し、若者の意見を反映させる仕組みを整え、彼らが自ら社会に貢献できる力を育む環境づくりを進めます。

4 施策の体系

基本理念

基本テーマ

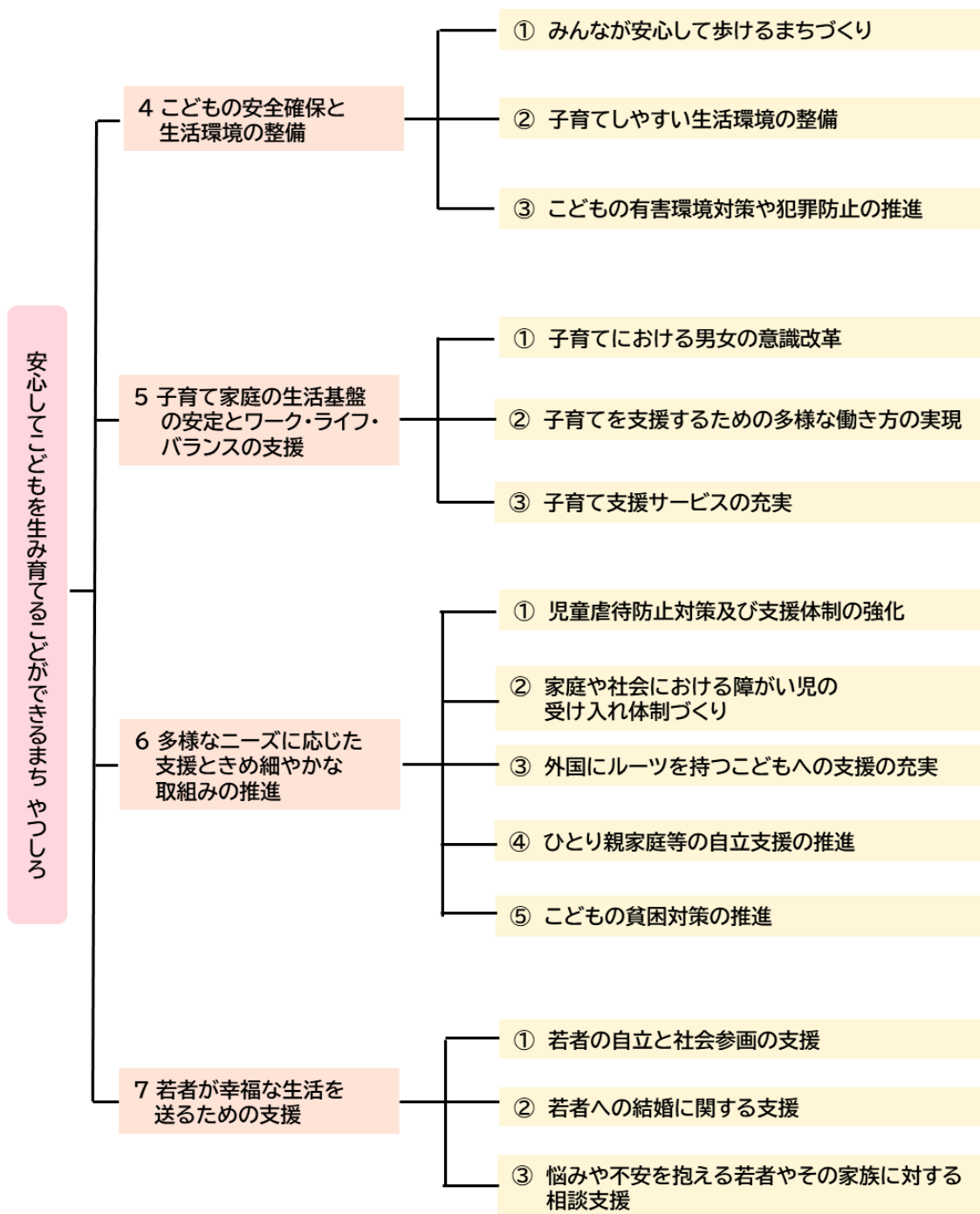
基本施策



基本理念

基本テーマ

基本施策



第 4 章 施策の展開

基本テーマ 1 妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援の提供

基本施策① 子育てに関する相談、情報体制の充実

子育てに必要な情報をより充実させるため、様々な媒体を活用し、定期的かつ幅広い情報提供を行います。また、保護者が身近なところで気軽に相談できる環境を整備し、専門的な問題にも対応できるよう、相談窓口の体制を強化します。

【主な取組み】

- あったかねっと等を活用した保育や子育て支援サービス等の情報提供体制の充実
- こどもプラザ、子育て相談事業等の子育てに関する相談窓口及び情報提供の充実
- 子育て支援と母子保健の連携強化及び相談体制(こども家庭センター)の推進
- 関係機関等のネットワークの構築
- 民生委員・児童委員・主任児童委員などの地域人材を活かした相談の実施

基本施策② 安心して子育てができる医療・保健の充実

母親が安心して妊娠・出産に臨めるよう、母子保健事業を充実させ、妊娠期から出産後まで一貫したサポートを提供します。また、こども医療費の助成や、支援が必要な家庭の早期発見・対応を強化し、養育支援事業の充実を図ります。さらに、県や医療機関との連携を強化し、すべてのこどもと家庭が適切な医療と支援を受けられる環境を整えます。

【主な取り組み】

- 母子健康手帳交付時の相談・保健指導の充実
- こども医療費助成事業の実施
- 妊婦及び産婦健康診査の結果における保健指導の充実
- 要支援産婦への相談・保健指導の充実（産後ケア等の実施）
- 生後4ヶ月までの乳児家庭全戸訪問の実施
- 支援が必要な家庭の早期発見・早期対応、養育支援訪問等の実施
- 乳幼児保育における看護師の配置基準による配置
- 保・幼・小・中・支援学校によるフッ化物洗口の推進
- 認可外保育施設における内科・歯科健診の推進
- 養育支援体制の充実と関係者の連携強化
- 医療機関と連携した低出生体重児の支援
- 小児医療の充実
- 八代市夜間急患センターにおける小児診療の実施
- 家族の健康づくりの支援

基本施策③ 生活習慣の改善と食育の推進

生涯にわたって健康な生活を送るため、望ましい食習慣の形成を支援する情報や学習の機会を提供します。食育の推進に向け、家庭、地域、学校・保育園・幼稚園等と連携し、情報共有を進めることで、こどもや若者が健やかに成長できる環境づくりを支援します。

【主な取組み】

- 基本的な生活習慣の育成
- 食育に係る情報発信・啓発活動の推進
- 参加しやすい食育に関する体験活動の推進
- 食育に係る講座や勉強会の推進
- 食生活改善推進員と連携した地域における食生活改善活動の推進
- 各種検診や研修会等を通じた、乳幼児期からの望ましい生活リズムと食育の推進
- 学校・保育園・幼稚園等の給食における食育の推進

基本施策④ 性と生を学ぶ場の充実

思春期の保健対策として、生命の誕生や性、性感染症に関する正しい知識の普及に加え、喫煙や薬物乱用が心身に与える影響についての啓発活動を推進します。これらの取組みを、学校や医療機関などの関係機関と連携し、思春期のこどもたちが健やかに成長できる環境を整えます。

【主な取組み】

- 学校保健の充実
- 中学生・高校生へのデートDVの予防教育の実施
- 喫煙や薬物に係る啓発や講話の実施
- 地域や学校・保育園・幼稚園等の連携による情報共有

基本施策⑤ 多様な保育・支援サービスの充実

保護者の多様な保育ニーズに応えるため、一時預かり保育や延長保育等のサービスを充実させます。また、保育の受け皿拡大を支えるため、保育人材の確保と育成に取り組めます。

【主な取り組み】

- 多様な保育サービスの充実
- 地域子ども・子育て支援事業の推進
- 個別ニーズに応じた利用者支援事業などの相談事業の推進
- 保育士の就労のための支援及び育成
- 就学前のこどもへの園開放、親子体験入園等の実施
- 保育園等における延長保育、一時預かり、休日保育等の実施

基本テーマ 2 地域に根ざした多様な育児支援とこども中心のまちづくり

基本施策① こども・若者が権利の主体であることの尊重

こども・若者の権利を尊重し、すべてのこどもが社会の一員としてその権利を享受できるよう、周知と啓発に取り組めます。こどもや若者が自らの意見を表明し、社会に参加できる機会を広げるため、様々な方法で意見を聴取し、施策に反映する体制を整備します。

また、こども・若者の視点を重視し、施策展開における参加を推進することで、こどもたちがよりよい未来を築くための社会参画を支援します。

【主な取り組み】

- こども・若者の権利を保障し、周知・啓発する取り組み
- こども・若者の意見を聴取する機会の促進

基本施策② 世代間や地域での交流の機会の提供

行政と地域が連携し、異年齢や世代間の交流機会を充実させることで、地域全体でこどもを支える意識を広めます。地域の人々とこどもが触れ合う場を通じて、協力し合う気持ちを育て、子育てへの理解と協力を深める取り組みを推進します。

【主な取り組み】

- 学校・地域社会の連携・協力による教育講演会等の取り組みの推進
- 保育園・幼稚園等における乳幼児と小・中・高校生との交流
- こどもプラザ、子育て支援センターの地域における取り組みの充実
- 地域の団体等との連携の推進
- 地域と子育て支援センターの交流促進
- 世代間を越えて支えあう拠点となる地域の縁がわづくりの推進
- 家庭・地域・学校が連携したあいさつ運動や交流の促進
- 地域にある人材の活用による子育て支援の地域づくりの推進

基本施策③ 子育て関連団体の連携強化

現代の地域コミュニティの希薄化を受け、地域社会におけるこどもを育てる力を再生するため、地域の市民団体や関係機関との連携を強化し、地域に根ざした支援活動の継続と拡大を目指します。

また、結婚、妊娠、出産、子育てまでの切れ目ない支援を実現するため、各団体の活動を支援し、関係機関とのネットワークを強化します。

【主な取組み】

- 関係機関のネットワークによる連携と総合的な情報提供の充実
- 市民活動ネットワーク交流会の開催
- 地域にある人材の活用による子育て支援の地域づくりの推進
- 子育てを支援する関係機関の研修・学習会の実施
- 子育て支援に係る相談等のコーディネートの実施
- 民生委員・児童委員及び主任児童委員の取組み

基本施策④ こどもや保護者が集える場所の確保

少子高齢化や核家族化の進行、地域社会の変化により、身近な地域で相談できる相手がいないなど、地域のつながりが希薄化しています。こうした状況に対応するため、子育て支援拠点を充実させ、保護者が気軽に相談できる環境を整備します。

また、保護者同士の交流を促進し、育児不安の軽減を図りながら、地域全体で子育てを支える体制を強化します。

【主な取組み】

- こどもプラザ、子育て支援センター等の子育て支援拠点づくりの推進
- 育児サークル等の情報提供

基本施策⑤ こどもが活躍できる場の提供

こどもたちが地域で人とのふれあいを通じて達成感を得られるよう、体験活動を提供する場や自然体験、社会体験、スポーツ、文化芸術活動など、様々な体験を通じて豊かな心を育てるための学びの場や機会を充実させ、多様な活動に参加できる環境を整えます。

【主な取組み】

- こどもエコクラブ事業の推進
- 自然とのふれあい、英会話等の体験学習教室等の開催
- 児童館への支援
- 放課後子ども教室の実施

基本テーマ3 「生きる力」を身につけた未来を担うひとづくり

基本施策① 確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成

「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善を行うことで、学校教育における質の高い学びを実現し、子どもたちが内容を深く理解し、資質・能力を身に付け、生涯にわたって自ら学び続けるようにするとともに、情報教育やキャリア教育※1 など今日的教育課題に対応した教育を推進します。また、1人1台タブレット端末等のICTを日常的かつ効果的に活用し、「個別最適な学び」「協働的な学び」を充実させます。

子どもたちが、よりよい人間関係を築き、思いやりをもって周囲の人々に接することができるように、「心の教育」の一層の充実を図ります。

また、子どもたちが生涯にわたり自ら進んで運動に親しみ、健康で安全な活力ある生活を送ることができるよう、体力・運動能力の向上及び健康の保持増進に努めます。

【主な取組み】

- 「学力向上やつしろプラン※2」の推進
- 学校における「ハッピーブック運動 ※3」の充実
- 子どもたちが本に親しむ環境づくり
- 英語教育の推進
- キャリア教育の推進
- 八代市適応指導教室(くま川教室)の活用・充実
- 「不登校対策やつしろプラン※4」の各学校による実践
- 「いじめ問題」の対応の強化
- 体育・保健体育の授業の工夫・改善

※1 キャリア教育：児童生徒の社会的、職業的自立に向けて、必要な能力や態度を育てることを通して、自らの目指す姿の実現を促す教育のこと

※2 学力向上やつしろプラン：本市の子どもたちに確かな学力を育成するための取組を示したもの。

※3 ハッピーブック運動：読書活動の推進により、小中学生の学力の向上や、豊かな心の育成、人格形成の支援を行っていくことで、郷土を拓く人材を育成し、本市の発展に寄与することを目的とする。各学年での目標読書冊数を読破していく取組。

※4 不登校対策やつしろプラン：不登校の未然防止などのための取組を示したもの。

基本施策② 幼児教育・保育の質の向上と小学校以降の教育との円滑な接続

幼児期における教育・保育は、多様な経験を通じて、生涯にわたる豊かな人間性や生きる力の基礎を培う重要なものであることから、その重要性を教育・保育従事者や家庭、地域に啓発するとともに、理解が深まる取り組みを推進します。

また、豊かな人間性や生きる力の基礎を培い、発達・学びの連続性を踏まえた幼児期の教育・保育を推進するため、公立・私立幼保合同研修や実践研究・研修を充実し、相互連携を深めながら専門性の向上を図るなど、市全体の教育・保育の質の充実に努めます。

小学校入学後の集団生活にこどもが円滑に適応するために、発達・学びの連続性について共通理解が図れるよう小学校・幼稚園・保育園・認定こども園等での架け橋プログラムを推進していきます。

また、多様性を尊重した教育の推進、道徳・規範意識の醸成を図るなど、小学校との連携を進め円滑な接続を推進します。

【主な取り組み】

- 公立・私立幼保合同研修の開催
- 乳幼児教育・保育の実践研究・研修
- 架け橋プログラムの推進

基本施策③ 家庭・地域の教育力の向上

様々な環境の変化により友人関係や家庭・学校のことなどで悩みをもつ子どもたちや、子育てで悩みをもつ保護者が増えています。保護者がこどもに愛情を持って接し、こどもの成長とともに親としても成長していくよう、それぞれの家庭が置かれている状況やニーズを踏まえつつ、家庭教育の支援に取り組みます。

こどもたちが家庭、学校、地域社会の中で多様な体験を通じて、生きるための力を養えるよう、幼稚園や保育園、学校、地域の団体が連携し、こどもたちの成長を社会全体で支える環境づくりに取り組みます。

【主な取り組み】

- 家庭における教育力の向上を図るための研修会・講座等の開催
- こどもプラザや子育て支援センターにおける活動の充実及び講座等の開催
- 家庭教育学級、親の学びプログラム実施の支援
- 社会教育団体の育成
- 保・幼・小・中と地域とのネットワークによる連携
- 子育て関係機関の情報共有の実施
- 子育て関係機関のネットワークの展開

基本テーマ4 こどもの安全確保と生活環境の整備

基本施策① みんなが安心して歩けるまちづくり

誰もが安心して歩けるよう、安全で快適な歩行空間の整備に取り組めます。地域社会全体で子どもを見守り育てる意識を高めるため、啓発活動や環境整備を進めます。

また、交通安全設備の設置や道路の拡幅、歩道の整備などを進め、就学前の児童や学生に対する交通安全教育を推進することで、安全な交通環境を実現します。

【主な取組み】

- 学校における交通安全主任研修会の開催
- 八代市通学路安全プログラムの推進
- 保育園・幼稚園等の保育活動における安全確保の推進
- 大気や水質調査等の実施及び情報提供
- 団体によるパトロール等の推進
- 各学校での朝のあいさつ運動の実施
- 地域ぐるみで通学路での見守りを実施
- 安全マップの作成

基本施策② 子育てしやすい生活環境の整備

こどもの安心・安全な居場所を確保し、すべての人が快適に暮らせる環境を整えるため、こども、高齢者、障がいのある人や子育て世帯など、誰もが安心して過ごせる生活環境の充実に取り組めます。

【主な取組み】

- こどもの放課後の居場所づくりの推進
- 公園や安心して遊ぶことができる遊び場等の整備
- こどもプラザ、子育て支援センターの地域における取組みの充実
- 防犯や環境美化などの自治会活動の推進
- 公園の清掃活動の推進

基本施策③ こどもの有害環境対策や犯罪防止の推進

こども・若者を取り巻く環境は、有害図書、街中の看板・チラシ、有害なウェブサイトなどの影響で複雑化・多様化しています。こどもたちが健全に成長できるよう、地域のボランティア、学校、警察、関係団体と連携し、より安全で良好な環境づくりに取組めます。

また、「ノーメディアデー」などの啓発活動を通じて、情報モラル教育を推進し、こどもの健全な生活習慣の確立を図ります。

【主な取組み】

- 保・幼・小・中と行政の連携による防犯体制の強化
- 保・幼・小・中における不審者に関する情報提供及び対応訓練の実施
- こどもプラザ、子育て支援センターの地域における取組みの充実
- こどもへの暴力に対する予防教育プログラムの実施
- 防犯対策のための八代市生活安全推進協議会の開催
- 道徳教育の推進
- 青少年の健全育成及び非行防止に係る環境浄化活動等の推進
- 青少年に対する相談、助言及び指導
- 地域・家庭におけるテレビ・ゲーム・スマホなどのメディア機器の適切な利用に関するルールづくりの啓発(ノーメディアデーなど)

基本テーマ 5 子育て家庭の生活基盤の安定とワーク・ライフ・バランスの支援

基本施策① 子育てにおける男女の意識改革

「第 3 次八代市男女共同参画計画」に基づき、男女がお互いを認め合い支え合うことで、一人ひとりの個性や能力が十分に発揮できる社会の実現を目指します。市民一人ひとりの意識改革を促進するため、あらゆる機会を通じた啓発活動を行い、男女共同参画に向けた理解と協力を深めます。

【主な取組み】

- 「八代市男女共同参画計画」に即した施策の推進
- 八代市男女共同参画社会づくりネットワークの活動への支援
- 意識改革のための広報・啓発の推進

基本施策② 子育てを支援するための多様な働き方の実現

国の働き方改革を踏まえ、事業者への啓発活動を進め、柔軟な働き方の見直しを促進します。また、教育・保育サービスの充実を通じて、保護者がこどもとの時間を大切にしながら、子育ての経験を仕事にも活かせる環境づくりを推進します。

【主な取組み】

- 育児・介護休業制度等の普及・啓発
- 育児休業制度や介護休業制度の活用など、職場環境の改善に向けた取組み
- 仕事と家庭、仕事と子育ての両立支援に関する広報・周知の推進
- 働き方改革の推進
- 保育園等における多様な保育サービスの充実

基本施策③ 子育て支援サービスの充実

子育て家庭を支援するため、さまざまな子育て支援サービスを充実させ、経済的負担の軽減に取り組めます。また、情報提供によって利用を促進し、誰もが利用しやすい仕組みを整えることで、すべての家庭が安心して子育てできる体制を整備します。

【主な取組み】

- 保育料の完全無償化の実施
- 保護者の仕事や病気のための一時預かり支援
- 放課後児童クラブの活動及び運営内容の充実
- 子育て支援サービスに関する情報提供体制の充実
- 子育て支援サービスの利用の促進
- 本計画に即した子育て支援事業の提供体制の充実
- 障害児通所支援事業及び地域生活支援事業(日中一時支援)への支援の充実
- 子育て家庭の経済的負担の軽減
- 子育て支援サービスの利用者負担軽減の検討

基本テーマ 6 多様なニーズに応じた支援ときめ細やかな取組みの推進

基本施策① 児童虐待防止対策及び支援体制の強化

児童虐待防止に向けて、福祉、医療、保健、教育、警察などの専門機関との連携を強化し、早期発見および早期対応を目指します。また、それぞれの現場で適切に対応できる人材の育成に取り組めます。

さらに、地域やこどもに関わる様々な機関に対して、児童虐待防止の啓発活動を行うことで、地域全体でこどもを守る体制を整備します。

【主な取組み】

- 地域社会における児童虐待防止への理解の促進
- 悩みや問題を抱える親への相談対応
- こども家庭センターにおける伴走型相談支援の充実
- 要保護児童対策地域協議会による関係機関の連携強化
- 児童虐待防止の啓発や研修の推進
- 八代圏域児童発達支援センターによる療育機能の充実
- 児童虐待の早期発見・早期対応に向けた関係機関との連携強化
- 要保護児童対策地域協議会での代表者会議・実務者会議・個別ケース検討会議の実施
- 児童虐待防止に係る周知、啓発
- 民生委員・児童委員及び主任児童委員との連携
- ヤングケアラーへの対応

基本施策② 家庭や社会における障がい児の受け入れ体制づくり

心身に障がいのあるこどもやその家庭が地域で安心して暮らせるよう、状況に応じたサービスの充実を図り、保育・教育施設における受け入れや就学支援を推進します。また、療育体制を整備し、障がいのあるこどもが自立した生活を送れるよう支援します。

さらに、道路や交通機関、公共施設のバリアフリー化を進め、誰もが利用しやすい環境づくりを目指します。

【主な取組み】

- 関係者への発達障がい児に係る研修の充実
- 「八代市障がい児福祉計画」に即した施策の推進
- 障害福祉サービスや障害児通所支援サービスの推進
- 障がい児支援のための相談支援事業の充実
- 保育園・幼稚園等における障がい児・医療的ケア児の受入れの推進
- 放課後児童クラブにおける障がい児の受け入れの実施
- バリアフリーマップの充実と利用促進
- 八代圏域児童発達支援センターによる療育機能の充実
- 巡回支援専門員による施設支援
- 地域療育ネットワーク会議の開催
- 乳幼児健診時の相談、支援
- 幼稚園及び小・中学校における特別支援教育の充実
- 市立特別支援学校における特別支援教育の充実
- 特別支援教育アドバイザーによる学校・園訪問や助言・援助
- インクルーシブ教育システムの構築

基本施策③ 外国にルーツを持つ子どもへの支援の充実

外国籍の家庭の子どもが、言葉や文化の違いについて不安にならないように、子どもやその家族に対して支援を行っていきます。

【主な取組み】

- 国際理解向上を目的とした多文化共生講座や国際交流イベントへの参加
- 日本語指導を必要とする子どもが通う小・中学校への日本語指導員の派遣
- 外国人市民向けの日本語指導や外国にルーツを持つ子どもを支援する民間団体の活動支援
- 行政主導による外国人市民向け地域日本語教室の実施

基本施策④ ひとり親家庭等の自立支援の推進

ひとり親家庭に向けて、幅広い情報提供を行い、相談支援体制の充実を図ります。また、生活の安定と自立を支援するため、経済的支援を強化し、国や県と連携しながら就業支援を推進します。これにより、ひとり親家庭が安心して生活し、自立できる環境整備を進めます。

【主な取組み】

- ひとり親家庭等の自立支援(ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業、ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金事業、ひとり親家庭等日常生活支援事業)の推進
- ひとり親家庭等の福祉の充実
- 母子・父子自立支援員による相談と就労及びキャリアアップ支援の実施
- 県や市のひとり親家庭福祉協議会によるひとり親家庭等に関する活動や相談支援

基本施策⑤ こどもの貧困対策の推進

経済的に困難を抱える家庭には、相談窓口の案内や経済的支援を提供し、負担軽減に努めます。さらに、こどもの貧困の連鎖を断ち切り、将来の自立を支えるために、すべてのこどもが家庭の状況に関わらず、安心して学び生活できる環境を整え、教育支援を充実させます。

【主な取組み】

- 子ども食堂や学習支援の実施団体への支援
- 生活困窮世帯やひとり親家庭等への支援施策の推進

基本テーマ 7 若者が幸福な生活を送るための支援

基本施策① 若者の自立と社会参画の支援

生活に困難を抱える若者や、就労を希望する若者が、自立し、安心して将来像を描けるような体制を整備します。また、地域や関係機関と連携し、必要なサポートを提供することで、若者が自らの力で生活基盤を築ける社会を目指します。

【主な取組み】

- 生活に困難を有する若者への支援
- 就労を希望する若者への支援

基本施策② 若者への結婚に関する支援

結婚を望む人に対して、自分に合った相手を見つけることができる出会いの場を創出します。また、地域や団体等と連携し、若者が家庭や子育てに夢を持ち、幸福な生活基盤を築けるよう社会全体の機運醸成を図り、サポートします。

【主な取組み】

- 婚活イベントの開催による出会いの場の提供
- 婚活イベントを実施する団体等への支援
- 結婚に関する相談支援の推進

基本施策③ 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談支援

ニートや引きこもりの状態にあったり、進路や人間関係等に悩みや不安を抱えていたりする若者やその家族に対して、若者の多様な価値観や考え方に応じた相談支援の充実を図ります。

【主な取組み】

- 各種相談窓口の充実

第 5 章 教育・保育及び 地域子ども・子育て支援事業の 量の見込みと確保

この章は、子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」の部分であり、令和 7 年度～令和 11 年度の 5 年間の「保育所や幼稚園等の教育・保育」と「地域子ども・子育て支援事業の17事業」について、量の見込み(利用ニーズ)と確保(受入体制)を示すものです。

量の見込みは、アンケートや実績をもとに算出しています。確保策は、現在協議中です。

1 提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく基本指針において、市は教育・保育を提供するために、保護者やこどもが居宅等から容易に移動することが可能な区域を定めることとしています。

第1期計画では、この教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域について、保育園等の整備にあたり、宅地開発等による人口変動による教育・保育ニーズの状況に応じ、全市域で柔軟に教育・保育や事業の提供を行うため市全域を1つの区域と決めました。

本計画においても、この考えを踏襲し、市全域を1つの区域とします。

2 こどもの人口の見込み

0歳から11歳までのこどもの人口を、令和2年から令和6年の3月末の住民基本台帳を基に、コーホート変化率法¹により推計しました。

0歳から11歳までのこどもの将来推計は、減少していくことが見込まれます。

単位：人

年齢	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	641	633	624	616	607
1歳	650	643	635	627	618
2歳	708	653	646	638	629
3歳	752	711	656	649	641
4歳	852	756	714	659	652
5歳	798	855	759	718	662
6歳	875	799	856	760	718
7歳	944	876	800	857	761
8歳	977	945	877	801	858
9歳	1,027	978	946	878	802
10歳	999	1,028	979	947	879
11歳	1,054	1,001	1,029	981	949
合計	10,277	9,878	9,521	9,131	8,776

¹ コーホート変化率法：同年又は同期間の過去における実績人口の動態から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

3 教育・保育の量の見込みと確保方策

各認定区分に応じた量を以下のとおり見込み、確保策を定めました。

【令和 7 年度】

単位：人

	1 号認定	2 号認定		3 号認定		
		教育を希望	左記以外	0 歳	1 歳	2 歳
児童数	2,402			641	650	708
量の見込み	267	298	1,785	223	538	645
確保量						
幼稚園						
認定こども園(幼稚園部分)						
認定こども園(保育園部分)						
保育園						
地域型保育事業						
確保量						
過不足						

【令和 8 年度】

単位：人

	1 号認定	2 号認定		3 号認定		
		教育を希望	左記以外	0 歳	1 歳	2 歳
児童数	2,322			633	643	653
量の見込み	258	288	1,726	220	532	595
確保量						
幼稚園						
認定こども園(幼稚園部分)						
認定こども園(保育園部分)						
保育園						
地域型保育事業						
確保量						
過不足						

【令和 9 年度】

単位:人

	1 号認定	2 号認定		3 号認定		
		教育を希望	左記以外	0 歳	1 歳	2 歳
児童数	2,129			624	635	646
量の見込み	237	264	1,582	217	525	588
確保量						
幼稚園						
認定こども園(幼稚園部分)						
認定こども園(保育園部分)						
保育園						
地域型保育事業						
確保量						
過不足						

【令和 10 年度】

単位:人

	1 号認定	2 号認定		3 号認定		
		教育を希望	左記以外	0 歳	1 歳	2 歳
児童数	2,026			616	627	638
量の見込み	225	252	1,506	214	519	581
確保量						
幼稚園						
認定こども園(幼稚園部分)						
認定こども園(保育園部分)						
保育園						
地域型保育事業						
確保量						
過不足						

【令和 11 年度】

単位:人

	1 号認定	2 号認定		3 号認定		
		教育を希望	左記以外	0 歳	1 歳	2 歳
児童数	1,955			607	618	629
量の見込み	217	243	1,453	211	511	573
確保量						
幼稚園						
認定こども園(幼稚園部分)						
認定こども園(保育園部分)						
保育園						
地域型保育事業						
確保量						
過不足						

【今後の提供体制】

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 利用者支援事業

【概要】

こどもやその保護者の身近な場所で、地域の子ども・子育て支援について、こどもやその保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を総合的に行う事業です。

【現状】

子育て親子の交流の場である「こどもプラザわくわく」内に子育て相談窓口を設置し、相談業務を行っています。

単位：箇所

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度 (見込み)
基本型	1	2	2	2	
母子保健型	0	0	0	0	

【量の見込みと確保策】

単位：箇所

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	2	2	2	2	2
基本型・特定型	1	1	1	1	1
母子保健型	1	1	1	1	1
確保策					
基本型・特定型					
母子保健型					

【今後の提供体制】

(2)延長保育事業

【概要】

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外において、認定こども園、保育園等において保育を実施する事業です。

【現状】

単位：人/年

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度 (見込み)
年間利用人数	1,137	820	1,380	1,335	
箇所数	47	47	49	48	

【量の見込みと確保策】

単位：人/年

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	1,508	1,457	1,383	1,338	1,305
確保策					
利用人数(人/年)					
箇所					

【今後の提供体制】

(3)放課後児童健全育成事業

【概要】

保護者の就労等により昼間適切な監護を受けることができない小学校に就学している児童に対し、適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。

【現状】

単位：人/年

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度 (見込み)
利用児童数	1,417	1,288	1,296	1,341	
箇所数	38	35	35	36	

【量の見込みと確保策】

単位：人/年

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	1,348	1,288	1,257	1,195	1,139
1 年生	485	463	452	430	410
2 年生	409	391	382	363	346
3 年生	270	258	252	239	228
4 年生	106	101	98	94	89
5 年生	49	47	46	43	41
6 年生	29	28	27	26	25
確保策					
箇所数					

【今後の提供体制】

(4)子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ事業)

【概要】

保護者の疾病等の理由により家庭において養育ができないとき、児童養護施設等で短期間、お子さんをお預かりし、必要な支援を行う事業です。

【現状】

単位：人日/年

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度 (見込み)
ショートステイ 年間延べ利用人数	94	70	4	119	
箇所数	2	2	3	3	
トワイライトステイ 年間延べ利用人数	105	52	18	105	
箇所数	2	2	2	2	

【量の見込みと確保策】

単位：人日/年

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み					
ショートステイ	132	127	121	117	114
トワイライトステイ	131	126	120	116	113
確保策					
ショートステイ					
トワイライトステイ					
箇所数					

【今後の提供体制】

(5)乳児家庭全戸訪問事業

【概要】

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を保健師などが直接訪問し、育児に関する不安や悩みを聞き、子育てに関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結びつけることにより、子育ての孤立化を防ぎ、こどもの健やかな育成を図る事業です。

【現状】

単位：人/年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
年間延べ訪問件数	843	754	714	700	640

【量の見込みと確保策】

単位：人/年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	641	633	624	616	607
確保策	・八代市の健康推進課(保健師・助産師)で対応				

【今後の提供体制】

- ・安心して子育てができるように情報提供や助言を行います。
- ・妊娠期からの継続的な支援を必要とする家庭や、子育てに対する強い不安や孤立感等を抱える家庭については、養育支援訪問事業等による継続的な支援を行います。
- ・訪問を拒否される家庭には支援を要することが多く、関係機関との連携を図り状況把握に努めます。

(6) 養育支援訪問事業

【概要】

子育てに対する不安や孤立感を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭を訪問し、家庭における安定した養育が実施できるよう、育児に関する支援を行い、育児上の諸問題の解決・軽減を図る事業です。

【現状】

単位：人/年

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度 (見込み)
年間延べ訪問件数	182	205	217	256	240

【量の見込みと確保策】

単位：人/年

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	240	240	240	240	240
確保策	・八代市の健康推進課(保健師・助産師)だけでなく、こども家庭センター等とも連携しながら対応。				

【今後の提供体制】

保健師等による訪問を継続して実施し、こども家庭センターをはじめとする関係機関が連携しながら、必要な支援や助言を行います。また、特に支援が必要な家庭には、必要なサービスにつなげます。

(7) 地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター、こどもプラザ)

【概要】

妊娠期の方、乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談を受けたり、情報の提供、助言その他の援助を行ったり事業です。

【現状】

単位：人/年

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度 (見込み)
月間延べ利用人数	1,509	1,563	1,933	2,109	
箇所数	9	9	9	8	

【量の見込みと確保策】

単位：人/年

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	2,195	2,120	2,012	1,948	1,899
確保策					
参加人数(人日/月)					
箇所					

【今後の提供体制】

(8)一時預かり事業

【概要】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に、認定こども園、幼稚園、保育園等において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

【現状】

単位：人/年

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度 (見込み)
幼稚園での利用	17,185	18,744	14,260	14,630	
箇所数	5	5	6	6	
保育園での一時預かり	1,094	1,090	1,339	923	
箇所数	27	27	29	30	

【量の見込みと確保策】

単位：人/年

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み					
幼稚園の在園児を対象とした一時預かり	13,939	13,481	12,371	11,759	11,344
2 号認定による定期的な利用	880	851	780	742	716
確保策					
幼稚園の在園児を対象とした一時預かり					
箇所数					
2 号認定による定期的な利用					
箇所数					

【今後の提供体制】

(9) 病児保育事業(病児・病後児保育事業)

【概要】

病児及び病後児について、病院・保育園等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業です。

【現状】

単位：人/年

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度 (見込み)
年間延べ利用人数	427	916	778	1,179	
箇所数	4	4	4	4	

【量の見込みと確保策】

単位：人/年

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	1,168	1,129	1,071	1,037	1,011
確保策					
箇所数					

【今後の提供体制】

(10) ファミリー・サポート・センター事業

【概要】

小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者(利用会員)と当該援助を行うことを希望する者(提供会員)との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【現状】

単位:人/年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
利用会員数	508	466	431	417	
活動件数	159	77	112	212	
箇所数					

【量の見込みと確保策】

単位:人/年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	588	563	549	522	497
確保策					
箇所数					

【今後の提供体制】

(11) 妊婦健康診査事業

【概要】

妊婦の健康の保持及び増進を図るために、公費負担により医療機関における妊婦に対する定期的な健診を行う事業です。

【現状】

単位：人/年

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度 (見込み)
年間利用人数	1,250	1,154	1,115	1,040	

【量の見込みと確保策】

単位：人/年

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	641	633	624	616	607
確保策					

【今後の提供体制】

(12)子育て世帯訪問支援事業

【概要】

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施する事業です。

【量の見込みと確保策】

単位：人/年

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み					
確保策					

【今後の提供体制】

(13)児童育成支援拠点事業

【概要】

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、居場所となる場を開設し、多様な課題に応じたサポートや、児童及び家庭の状況を分析し、関係機関へのつなぎを行う等の支援を包括的に提供することで、虐待を防止し、こどもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

【量の見込みと確保策】

単位：人/年

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み					
確保策					

【今後の提供体制】

(14)親子関係形成支援事業

【概要】

子育てに悩みを抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク等を通じて、心身の発達状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、保護者同士が悩みや不安を共有し、情報の交換ができる場等を整備することで、親子間における適切な関係性の構築を図る事業です。

【量の見込みと確保策】

単位：人/年

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み					
確保策					

【今後の提供体制】

(15)こども誰でも通園制度

【概要】

普段、保育所や幼稚園等を利用していない未就学園児を、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず、保育所等で定期的に預かることで、時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園制度です。

【量の見込みと確保策】

単位：人/年

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み					
確保策					

【今後の提供体制】

(16) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【概要】

市が定めた保育料以外の教材費、園外活動等の行事費、給食費(幼稚園等)などの実費徴収に対して、低所得世帯等の負担軽減を図るため、補足給付を行います。

【今後の提供体制】

(17) 多様な主体が子ども・子育て支援法による制度に参入することを促進するための事業

【概要】

新たに運営を開始する認定こども園や小規模保育事業等の事業者に対し、巡回支援等を実施します。

【今後の提供体制】

第 6 章 計画の推進

1 施策の実施状況の点検

計画の適切な進行管理を進めるために、庁内関係各課を中心に具体的施策の進行状況について把握するとともに、「八代市子ども・子育て会議」にて、施策の実施状況について点検、評価し、この結果を公表するとともに、これに基づいて対策を検討します。

なお、5章の「教育・保育の量の見込みと確保方策」については、年度ごとに量の見込みと確保方策を示していることから、実施状況について年度ごとに進捗状況を管理し、利用ニーズに鑑みながら、必要に応じて、翌年度以降の見直しを行い、事業を実施することとしています。

2 国・県等との連携

計画に掲げる取組みについては、市が単独で実施できるもののほかに、制度や法律に基づく事業もあるため、国や県、近隣市町との連携を深め、必要に応じて協力要請を行い、計画を推進します。

具体的には、①こどもに関する専門的な知識および技術を要する支援に関する施策との連携、②労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携、において、児童虐待防止・社会的養護体制・ひとり親家庭の自立支援等、専門的かつ広域的な観点から、県と連携しながら推進するとともに、県を通じ、産業界や事業者に対する雇用環境の整備に向けた働きかけを要請します。

参考資料

1 八代市子ども・子育て会議設置条例

平成 25 年 7 月 1 日条例第 39 号

(設置)

第 1 条 本市に、子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 72 条第 1 項の規定に基づき、八代市子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子育て会議は、法第 72 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第 3 条 子育て会議は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 教育関係者
- (3) 保育関係者
- (4) 子どもの保護者
- (5) 児童福祉に関係する者
- (6) その他市長が適当と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 会長及び副会長 1 人を置き、会長は委員の互選によりこれを定め、副会長は委員のうちから会長が指名する。

2 会長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 子育て会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 子育て会議は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者に対し、資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 子育て会議の庶務は、健康福祉部こども未来課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附則(令和5年3月20日条例第11号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

2 八代市子ども・子育て会議委員名簿

団体名等	氏名	備考
熊本学園大学	本吉 菜つみ	
八代市医師会	兒玉 志保	
八代郡市医師会	松本 展武	
熊本県八代保健所	山本 由紀	
八代小学校校長会	村本 恭子	
私立幼稚園	岩坂 富美	副会長
八代市保育協会	梅野 雄二	会長
認可外保育園	藤本 一寿子	
八代市 PTA 連絡協議会	松本 啓佑	
公募	木村 理恵	
公募	山本 有璃	
公募	江口 怜那	
八代市主任児童委員部会	寺田 公子	
八代市子育て支援センター連絡協議会	宇佐美 純代	

委嘱期間：令和 5 年 12 月 1 日から令和 7 年 11 月 30 日まで